個人情報・プライバシーをめぐるトラスト
-社会を対象とした研究開発の現場から-

個人情報保護法改正と学術研究について

令和８年７月２７日

個人情報保護委員会 事務局 審議官
小川久仁子

自己紹介（略歴）

2011年～2013年
総務省総合通信基盤局消費者行政課企画官
2013年～2016年
電波政策課企画官
移動通信課移動通信企画官

2016年～2018年
個人情報保護委員会事務局参事官

2018年～2020年
総務省総合通信基盤局消費者行政第二課長
2020年～2022年
サイバーセキュリティ統括官付参事官
（総括担当）

2024年7月～
個人情報保護委員会事務局審議官（現職）
個人情報保護法の法制全般、個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しに関する検討
などを担当

個人情報保護委員会
事務局 審議官

小川 久仁子
（情報処理安全確保支援士、CISSP）

１．個人情報保護法の概要

個人情報保護法の目的・構成

- **「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律。**
- **我が国の個人情報保護制度の「基本法」として基本理念、基本方針の策定や国等の責務等を定めるほか、民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する「一般法」として民間部門及び公的部門における必要最小限の規律を定める。**
- **また、個人情報保護委員会の設置根拠や民間部門及び公的部門に対する監視・監督権限についても定める。**

（目的）
第１条　この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、**個人情報の適正な取扱い**に関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、**個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定める**とともに、**個人情報保護委員会を設置する**ことにより、**行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的**とする。

構成

第１章 総則
第２章 国及び地方公共団体の責務等
第３章 個人情報の保護に関する施策等
第４章 個人情報取扱事業者等の義務等
第５章 行政機関等の義務等
第６章 個人情報保護委員会
第７章 雑則
第８章 罰則

個人情報保護法の成立と改正経緯

2003年（平成15年）　個人情報保護法等※ 成立　2005年（平成17年）4月全面施行

※　その他、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。行個法）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（同第59号。独個法）、情報公開・個人情報保護審査会設置法（同第60号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同第61号）

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2014年（平成26年）　特定個人情報保護委員会　設置

2015年（平成27年）　個人情報保護法 改正　2017年（平成29年）5月全面施行

2016年（平成28年）　個人情報保護委員会　設置（民間部門の一元化）

３年ごと見直し規定に基づき、国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案して検討・措置

2020年（令和２年）　個人情報保護法 改正　2022年（令和４年）４月全面施行

2021年（令和３年）　個人情報保護制度の官民一元化　2022年（令和４年）４月一部施行
2023年（令和５年）４月全面施行

※　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正、行個法及び独個法の廃止等

３年ごと見直し規定に基づき※ 国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案して検討・措置

2026年（令和8年）　個人情報保護法 改正

※　公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

個人情報保護委員会とは

- 個人情報保護委員会は、**個人情報の保護に関する法律**（平成15年法律第57号）に基づき、**個人情報の有用性に配慮**しつつ、**個人の権利利益を保護**するため、**個人情報の適正な取扱いの確保**を図ることを任務として設立された合議制の独立機関。
- いわゆる三条委員会であり、権限の行使に当たっては、**高い独立性と政治的中立性が担保**されている。

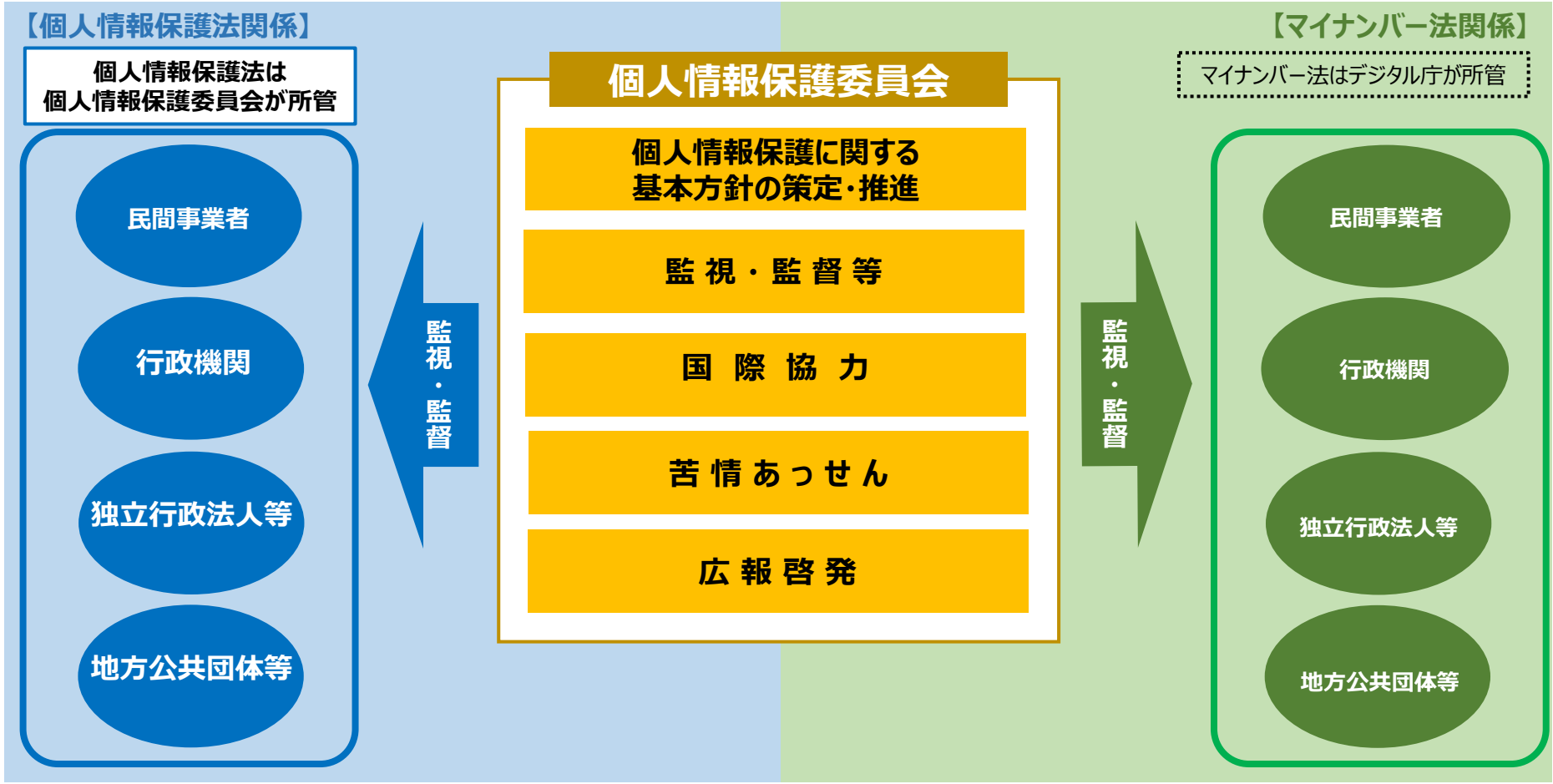

個人情報保護法の全体像

憲法・判例
（第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵）

個人情報保護法・政令・規則［基本法］
（１～３章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等）

個人情報の保護に関する基本方針
（個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請）

民間部門［一般法］

個人情報保護法・政令・規則
（４・８章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則　等）

【対象】民間事業者　※一部の独立行政法人等を含む。

ガイドライン

Q&A

公的部門［一般法］

個人情報保護法・政令・規則
（５・８章ほか：行政機関等の義務等、罰則　等）
個人情報保護法施行条例

【対象】行政機関（国）・独立行政法人等・
地方公共団体の機関・地方独立行政法人

ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

注１　個人番号（マイナンバー）や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される特別法も遵守する必要。
注２　金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の特定分野においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等も遵守する必要。
注３　独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の一部である国公立の病院・大学等の法人又は業務については、基本的には民間部門の規律が適用されるが、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門の規律が適用。
注４　民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う認定個人情報保護団体に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール（個人情報保護指針）を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。
注５　EU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、補完的ルールも遵守する必要。

民間部門に適用される規律について

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの

① 取得・利用に関するルール

- **利用目的を特定して、その範囲内**で利用する。
- **利用目的を通知又は公表**する。
- 要配慮個人情報の取得は、原則として、あらかじめ本人から**同意**を得る。
- **偽りその他不正の手段**により個人情報を取得しない。
- **違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法**により利用しない。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

【個人データ】

個人情報データベース等を構成する個人情報

個人情報取扱事業者：個人情報データベース等を事業の用に供している者

② 保管・管理に関するルール

- データ内容を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは消去するように努める。
- 漏えい等が生じないよう、**安全に管理**する。従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

③ 第三者提供に関するルール

- **第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意**を得る（※**例外規定あり**）。
- **外国にある第三者に提供する場合**は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から**同意**を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

【保有個人データ】

開示、訂正、利用停止、消去等の権限を有する個人データ

④公表事項・開示請求等への対応に関するルール

- 事業者の名称や利用目的、開示等手続などの事項を公表する。
- 本人から**開示等の請求があった場合はこれに対応**する。

学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）（R3改正）

・ＥＵから日本の学術研究機関等に移転された個人データについても**ＧＤＰＲに基づく十分性認定**を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、従来の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化**する。

・大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、**個情法第149条第１項の趣旨を踏まえ**、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、**自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しない**こととする。また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

【Ｒ３改正前】

個人情報
取扱事業者の義務

⇒

学術研究は
全て
適用除外
（＝学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合は全て適用除外）

【R3改正後】

利用目的による制限	⇒	**学術研究は例外**※1※2（＝学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う必要がある場合は例外）
要配慮個人情報の取得制限	⇒	**学術研究は例外**
第三者提供の制限	⇒	**学術研究は例外**※3 ①学術研究機関等による研究成果の発表・教授に不可欠 ②提供先が学術研究機関等 ③提供元が学術研究機関等かつ提供先と共同研究
安全管理措置等	⇒	**学術研究も適用**
保有個人データの開示等	⇒	**学術研究も適用**※4

個人情報保護委員会が監督※5

※１　学術研究機関等：大学（私立大学、**国公立大学**）、学会、**国立研究開発法人**　等（**下線は今回追加**されるもの）
※２　個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外とならない
※３　その他、外国第三者提供の制限（第28条）、第三者提供の確認記録義務（第29条・30条）等についても例外
※４　国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用
※５　利用目的の特定・公表（第17条・21条）、不適正利用・取得の禁止（第19条・20条1項）、漏えい報告（第26条）も適用

（参考）第三者提供に関するルール（法第27条関係）①

【個人データを第三者に提供するとき】

以下のいずれかの場合に、個人データを第三者に提供できる。（27条）

１．本人の同意を得る。

２．本人の同意を得ない場合で、以下ⅰ～ⅲのいずれかに該当する。

ⅰ.以下の①～⑦のいずれかの場合

① 法令（条例を含む）に基づく場合
② 人の生命、身体又は財産の保護のため（かつ本人の同意を得ることが困難）
③ 公衆衛生・児童の健全な育成のため（かつ本人の同意を得ることが困難）
④ 国や地方公共団体等への協力（かつ本人の同意を得ることにより事務遂行に支障のおそれがあるとき）
⑤ 学術研究機関等による学術研究の成果の公表又は教示のためやむを得ないとき ※1
⑥ 学術研究機関等が学術研究目的で共同研究先である第三者に提供する必要があるとき ※1
⑦ 学術研究目的で学術研究機関等である第三者に提供する必要があるとき ※1

※1 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

ⅱ.以下３点すべてを行う（いわゆるオプトアウト手続）

○本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとしている。 **※2 要配慮個人情報の提供は不可等**

○以下①～⑧をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知ることができる状態にしておく。

①事業者の氏名又は名称、住所、法人の代表者名　②第三者提供を利用目的としていること
③提供される個人データの項目　④提供される個人データの取得の方法　⑤提供の方法
⑥本人の求めに応じて提供を停止すること　⑦本人の求めを受け付ける方法
⑧個人情報保護委員会規則で定める事項

○本人に通知等した事項を個人情報保護委員会に届け出る（個人情報保護委員会はこれを公表）。

（参考）第三者提供に関するルール（法第27条関係）②

iii.委託、事業の承継、共同利用を行う

【委託】（法第27条第5項第1号関係）

利用目的の達成に必要な範囲内において、**個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。**

この場合、当該**提供先は、**委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、**委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。**

なお、個人情報取扱事業者には、法第25条により、**委託先に対する監督責任**が課される

事例1）データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合
事例2）百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合

【共同利用】（法第27条第5項第3号関係）

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、次の①から⑤までの情報を、提供に当たりあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、**第三者に該当しない。**

①共同利用されること　②データ項目　③利用される範囲　④利用目的　⑤責任を有する者

事例1）グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（法第17条第2項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合
事例2）親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合
事例3）使用者と労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で取得時の利用目的の範囲内で従業者の個人データを共同利用する場合

（参考）学術研究機関の定義・責務等

第四章　個人情報取扱事業者等の義務等

（定義）
第十六条
１～７（略）
８　この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

（学術研究機関等の責務）
第五十九条
個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（参考）個人情報保護法と特定分野ガイドライン

個人情報保護法［基本法・一般法］

- **個人情報の保護に関する法律**
- **個人情報の保護に関する法律施行令（政令）・個人情報の保護に関する法律施行規則（規則）**
  法律の委任を受けて、規律の内容を具体化したもの
- **ガイドライン（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）等）・Q&A**
  上記法律・政令・規則の解釈を示したもの

特定分野ガイドライン

- **医療関連分野・金融分野・情報通信分野**においては、上記に加え、**各分野について定められた追加的なガイドライン**（個人情報保護法令の解釈を示したものであり、個人情報保護委員会による執行の基準となり得るもの）の遵守が求められる。
- 当該ガイドラインは、**個人情報保護法の立法時の附帯決議**において、**高いレベルでの個人情報の保護が求められる分野として明示された３分野**について、個人情報保護法第6条に基づき策定されたもの。

○　個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成15年５月６日衆議院本会議にて採決）
「**医療、金融・信用、情報通信等**、国民から**高いレベルでの個人情報の保護が求められている**分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討すること。」

○　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
（法制上の措置等）
第６条　政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため**特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置**を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

（参考）個人情報保護法の改正と特別法（次世代医療基盤法）

2015年（平成27年）
個人情報保護法 改正
2017年（平成29年）5月全面施行

〇個人情報保護委員会の新設

〇個人情報の定義の明確化

個人識別符号、**要配慮個人情報**

〇個人情報の有用性を確保するための整備

・**匿名加工情報**（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

※匿名加工情報は本人同意なき第三者提供が可能　等

2017年（平成29年）
次世代医療基盤法
2018年（平成30年）5月施行

〇認定匿名加工医療情報作成事業者

（認定事業者）

〇認定事業者に対する医療情報の提供

医療機関等は、本人に通知し、本人が提供を拒否しない場合、認定事業者に対し、医療情報を提供可

2020年（令和２年）
個人情報保護法 改正
2022年（令和４年）４月全面施行

〇データ利活用に関する施策の在り方

・氏名等を削除した**「仮名加工情報」**を創設し、**内部分析に限定する等を条件**に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。

等

2023年（令和５年）
次世代医療基盤法　改正
2024年（令和６年）４月施行

〇仮名加工医療情報作成事業者の認定

医療機関等は、本人に通知し、本人が提供を拒否しない場合、認定事業者に対し、医療情報を提供可

〇仮名加工医療情報利用事業者の認定

〇薬事承認に資する仮名加工医療情報の活用

薬事承認申請のため認定仮名加工医療情報利用事業者からPMDA等に対する仮名加工医療情報の提供を可能とする

日EU　個人データ越境移転規制の制度

GDPR （一般データ保護規則：General Data Protection Regulation）	個人情報保護法
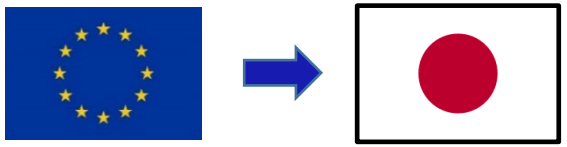 EU → 日本	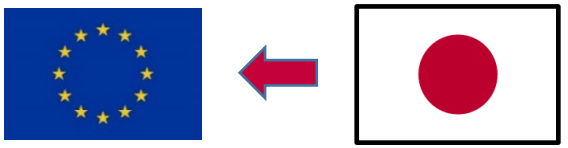 EU ← 日本
十分性認定 十分な個人情報の保護水準が保証されていることを欧州委員会が認めた場合。	**国指定** 提供先の第三者が個人情報保護委員会の認めた国・地域に所在する場合。
体制整備 企業グループ内の内部行動規範や企業間の契約条項で保護措置を確保している場合。	**体制整備** 提供先の第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合。
本人同意 十分性認定等がないことによるリスクについての情報が提供されたうえでの明示的な本人の同意がある場合。	**本人同意** 外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合。

十分性認定を得ていることで、本人同意がない場合や企業間契約等がない場合でも、
EUから個人情報を日本に移転することが可能。
DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）の観点からも、大きな効果

２．いわゆる３年ごと見直しについて

(1)検討経緯

(2)令和８年個人情報保護法改正

第１　適正なデータ利活用の推進
第２　リスクに適切に対応した規律
第３　不適正利用等防止
第４　規律遵守の実効性確保のための規律

いわゆる３年ごとの見直しのこれまでの検討経緯

【いわゆる３年ごと見直し規定】
○個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第44号）※令和４年４月１日全面施行

附　則

第十条　政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

令和５年	９～10月	「改正個人情報保護法の施行状況について」公表
	11月15日	「個人情報保護法　いわゆる３年ごと見直し規定に基づく検討」公表
	11月下旬～	関係団体等ヒアリングを順次実施
令和６年	２月21日	「個人情報保護法　いわゆる３年ごと見直し規定に基づく検討項目」公表
	４月上旬～	有識者ヒアリングを順次実施
	６月27日	**「個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直しに係る検討の中間整理」公表**（～７月29 日まで意見募集実施）
	９月 ４日	「個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果・今後の検討の進め方 公表
	10月16日	**「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」公表**
	12月17日	事務局ヒアリング（有識者、経済団体・消費者団体）の状況報告を実施
	12月25日	**「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しに関する検討会 報告書」公表** ※　中間整理で掲げた検討事項のうち、課徴金制度及び団体による差止請求・被害回復制度について検討
令和７年	**１月22日**	**「「個人情報保護法　いわゆる３年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」公表**
	２月 ５日	「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方）」公表
	２月19日	「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）」公表
	３月 ５日	**「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」・「「個人情報保護法いわゆる３年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要① 公表**
	４月16日	**「「個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要② 公表**
	６月13日	**「経済財政運営と改革の基本方針 2025」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」等閣議決定**
	12月24日	第 12 回デジタル行財政改革会議（議事：１．デジタル行財政改革の今後の取組方針について ２．意見交換） 開催
令和８年	**１月９日**	**「個人情報保護法　いわゆる３年ごと見直しの制度改正方針」公表**
	４月７日	**「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」閣議決定**

国会における審議の経過

● 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」は、令和８年４月７日に第221回国会(特別会）に提出された。国会における審議を経て、同年７月10日に成立、７月17日に公布。

●国会審議においては、①条文の定義や各規律の対象となる要件、②統計作成等の特例の制度詳細（要配慮個人情報の取扱いを含む）、③子供の個人情報の取扱いや顔特徴データの取扱いに係る規律の実効性確保、④課徴金制度の導入等を踏まえた委員会の体制整備等について、質疑が行われた。

国会における審議の経過

○ 衆議院

- 令和８年４月21日（火） 趣旨説明、質疑（本会議）
- 令和８年５月 8日（金） 趣旨説明（地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会）
- 令和８年５月12日（火） 質疑（同上）
- 令和８年５月14日（木） 参考人の意見陳述、参考人に対する質疑（同上）
- 令和８年５月21日（木） 質疑、討論、採決、附帯決議（同上）
- 令和８年５月26日（火） 討論、可決（本会議）

○ 参議院

- 令和８年６月12日（金） 趣旨説明、質疑（本会議）
- 令和８年６月17日（水） 趣旨説明、質疑（デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会）
- 令和８年６月19日（火） 参考人の意見陳述、参考人に対する質疑（同上）
- 令和８年６月24日（水） 質疑（同上）
- 令和８年７月 ８日（水） 討論、採決、附帯決議（同上）
- 令和８年７月10日（金） 討論、可決・法案成立（本会議）

個人情報保護制度の基本的在り方に関する事務局ヒアリング

「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に基づき、個人情報保護委員会事務局において、個人情報保護制度の基本的在り方に関するヒアリングを実施。

個人情報保護政策を考える上で注目すべき環境変化、重視すべきリスク・政策目的、実態を踏まえた規制の在り方といった制度の基本的在り方に関わる次元の論点について、改めて、幅広いステークホルダー等の間で再確認するもの。

【ヒアリング対象】

（有識者：11名）

・石井夏生利氏　・板倉陽一郎氏　・佐藤一郎氏　・宍戸常寿氏　・新保史生氏
・鈴木正朝氏　・曽我部真裕氏　・高木浩光氏　・高橋克巳氏　・森亮二氏　・山本龍彦氏

（経済団体・消費者団体等：17団体）

・一般社団法人AIガバナンス協会
・一般社団法人全国消費者団体連絡会
・一般社団法人電子情報技術産業協会
・一般社団法人日本インタラクティブ広告協会
・一般社団法人日本DPO協会
・一般社団法人MyDataJapan
・公益社団法人全国消費生活相談員協会
・サステナビリティ消費者会議
・プライバシーテック協会
・一般社団法人新経済連盟
・一般社団法人データ社会推進協議会
・一般社団法人日本IT団体連盟
・一般社団法人日本経済団体連合会
・一般社団法人日本ディープラーニング協会
・一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
・国立研究開発法人情報通信研究機構
・主婦連合会

「「個人情報保護法　いわゆる３年ごと見直しに係る検討」 の今後の検討の進め方」に対して寄せられた主な意見

　個人情報保護委員会では、2025年1月22日に「個人情報保護法　いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」と「個人情報保護法の制度的課題の再整理」を公表し、その後順次、「制度的課題の具体的な考え方」を公表したところ。
　あわせて関係者との意見交換・対話を密に図る観点から、有識者・関係団体に対しこれらの検討状況をフィードバックしたところ、様々な意見が寄せられた。（2025年3月5日、4月16日、2026年1月９日にそれまでに寄せられた意見について公表）

【意見提出者】　　**令和８年１月現在**

（有識者：８名）

・石井夏生利氏　・板倉陽一郎氏　・佐藤一郎氏　・新保史生氏　・高木浩光氏　・長田三紀氏　・森亮二氏　・山本龍彦氏

（経済団体・消費者団体等：29団体）

- 一般社団法人AIガバナンス協会
- 一般社団法人次世代基盤政策研究所
- 一般社団法人新経済連盟
- 一般社団法人全国銀行協会
- 一般社団法人全国消費者団体連絡会
- 一般社団法人データ社会推進協議会
- 一般社団法人電子情報技術産業協会
- 一般社団法人日本IT団体連盟
- 一般社団法人日本経済団体連合会
- 一般社団法人日本貸金決済業協会
- 一般社団法人日本DPO協会
- 一般社団法人日本ディープラーニング協会
- 一般社団法人MyDataJapan
- 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
- AI法研究会政策提言部会
- 健康医療情報が拓く未来会議
- 公益社団法人全国消費生活相談員協会
- 公益社団法人日本医師会
- 公益社団法人日本歯科医師会
- 公益社団法人日本薬剤師会
- 在日米国商工会議所
- サステナビリティ消費者会議
- 主婦連合会
- 生命保険会社
- 日本貸金業協会
- 日本証券業協会
- 日本弁護士連合会
- ビジネス・ソフトウェア・アライアンス
- プライバシーテック協会

※下線は前回公開時（令和７年４月16日）以降の意見提出者。

適正な個人データの取扱い確保のための規律

※民間部門に適用される規律について述べたもの

適正な個人データの取扱いを通じて個人の権利利益を保護するために、個人情報保護法において、次のような規律を整備。

これらは**全ての事業者に適用される最低限のルール**ともいえ、取り扱われる個人データ、利用目的の性質及び事業活動の態様に応じて、特別法、ガイドライン、認定個人情報保護団体や業界の自主基準、運用等により**必要に応じて上乗せ**される。

（１）個人データに着目した規律

✓**「個人情報データベース等」による個人データの取扱いの危険性**に着目し、それを**事業の用に供している個人情報取扱事業者**に対し、その適正な取扱いを担保するための義務等を規律。

（２）個人情報取扱事業者による適正な取扱い

①　本人の関与による適正な取扱いの確保

✓ 個人情報取扱事業者自身のガバナンスにより法律に定める義務が適切に履行され、当該個人情報取扱事業者から本人への通知・公表・同意取得等（※）により**本人による適切な関与・監視を受け**つつ、適正な取扱いの実現を期待するという**当事者間での自主的な規律を重視**する構造。

（※）●取得・利用に関するルール：利用目的を特定し原則としてその範囲内で利用し、取得時に本人に利用目的を通知・公表する。
●第三者提供に関するルール：第三者提供時には、原則として本人の同意を得る。
●公表事項・開示請求等への対応に関するルール：本人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合にはこれに対応する。

②　事業者内における適正な取扱いの確保

✓偽りその他**不正の手段により個人情報を取得**すること、あるいは、違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法により**不適正な利用**を行うことは、個人の権利利益の保護を脅かすおそれが大きい。

✓利用目的が妥当であっても、正確性が保たれていなければ、本人に望まぬ影響を与えかねないことから**正確性確保**を義務付け。

✓個人データが個人情報取扱事業者や本人の関与不可能な領域に流出することで本人の権利利益を損なうリスクが増大することから、必要な**安全管理措置、従業員や委託先の監督**を義務付け。

ヒアリングから得られた視点：（１）保護法益について

考慮すべきリスク

(A)評価・選別及びこれに基づく影響を与えるリスク　(B)直接の働きかけを行うことのリスク
(C)秘匿領域が他人に知られるリスク　(D)自身のデータを自由意思に従って制御できないリスク

リスクの優先順位等には、いくつかの異なる考えが示されたが、**バランス良く対応を検討すべきという指摘が大半**。
このほか、次の主張・指摘があった。

- (D)は本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利に関わるリスクであり、位置付けが異なる。
- データ保護法制たる個人情報保護法が考慮すべきは(A)が主であり、他は副次的、間接的。

→「個人の権利利益の保護」の意味合いに関しては、その権利利益の外延や、特に規律すべき取扱いなどについて様々な考え方があることの表れと考えられる。

保護を要する局面

①本人の知らぬ間に本人の情報を取得すること
②データ分析等を通じて評価・選別を行うこと
③評価の結果を利用して本人に働きかけること

など、様々な段階があることから、**それぞれの段階を念頭においた検討**を行うことで、より適切な規律となり得るのではないか。

保護の対象、規律対象

法目的・理念に即した適切な規律の在り方については、**様々な観点からの検討の余地**があり得るのではないか。

- 保護の対象については、その取扱いによる本人へのリスク（差別的な取扱いの助長、追跡性、脆弱性、本人到達性等）を惹起し得る情報を幅広く対象とすべきとの考え
- 規律する取扱いの態様についても、評価・分析などの「取扱いの類型」や「その目的」を規律対象とすべきとの考え

プロファイリング

プロファイリングをはじめとする個人情報の処理内容についても何らかの規律が必要との指摘も多い。

具体的には、プロファイリング実行のためのプログラム作成に係る元データの利用目的やその関連性、プログラムそのものに関わる論点、プロファイリングによって得られた結果の取扱いなど、様々な視点が示された。

ヒアリングから得られた視点：（2）本人の関与について

本人の関与

本人の関与の趣旨として大きく２つの考え方

①事業者におけるガバナンスを確保するための手段

個人の認知限界や、個人と事業者との情報・交渉力等の非対称性などが存在するとの前提の上で、次のa)、b)の考えがあり、どのような場合をb)の領域とするか様々な考えが示された。

a)個人の選択権であり本人の関与が当然認められるべきという考え

b)合理的な基準を設けて、その適合性を規制当局が監視することが必要であるという考え

②本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利

この中でも、次のa)、b)を両端として、その間で様々な見解が示された。

a)個人データは本人の所有物であり本人はあらゆる利用について許諾又は拒否の権限を持つべきとの考え

b)社会的なニーズ・手続負担等を踏まえた現実性・具体的な個人の権利利益とのけん連性等との関係で自ずと制限が課されるとの考え

①の観点からは、**本人に直接の影響がない取扱いについては、本人の関与を担保する必要が必ずしもないのではないか**との視点が得られた。ただし、**その場合においても②については**別途、その要否や程度、手法等について**検討する必要**があるものと考えられる。

特に**生成AI**については、学習結果が（個人情報を含まない）パラメータとなることを念頭において「個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用」であるとして、**本人の関与は必要ないとする指摘が大半**であったが、②の観点から、**自分の情報のAI学習利用について関与できることが必要との考えも**見られた。

②の権利には、現状の開示等の請求等に加えて、能動的に自らの情報を活用する観点からの**データポータビリティも含まれるのではないか**という視点も得られた。ただし、**事業者の負担や事業分野ごとの必要性・妥当性等についての議論が必要**であると考えられる。

デジタル行財政改革会議　データ利活用制度・システム検討会

目　的

データ利活用による社会課題の解決が重要な課題となる中、医療、金融、産業等の分野における**データ利活用に係る制度及びシステムの整備について包括的な検討を行う**ため、デジタル行財政改革担当大臣の下に、データ利活用制度・システム検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

構 成 員

	阿部 淳	株式会社日立製作所代表執行役 執行役副社長
	安中 良輔	日本製薬工業協会産業政策委員会健康医療データ政策 GL
	生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科教授
	依田 高典	京都大学大学院経済学研究科教授
	稲谷 龍彦	京都大学大学院法学研究科教授
	岩村 有広	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
	上野山 勝也	株式会社 PKSHA Technology 代表取締役
	岡田 淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
	越塚 登	東京大学大学院情報学環教授
	宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	丹野 美絵子	公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所消費生活専門相談員
（座長）	**森田 朗**	**一般社団法人次世代基盤政策研究所所長・代表理事**

開催実績

第１回	令和6年12月26日	総論（１）
第２回	**令和7年 1月21日**	**総論（２）**
第３回	１月24日	アーキテクチャとシステム
第４回	**２月13日**	**金融分野**
第５回	２月26日	医療分野
第６回	３月 ４日	教育分野
第７回	３月12日	産業分野
第８回	**４月 １日**	**官民のデータ利活用**
第９回	４月15日	重要論点についての議論（医療分野、モビリティ、金融分野）
第10回	**４月24日**	**重要論点についての議論**
第11回	5月13日	データ利活用制度の在り方に関する基本方針素案について
第12回	**6月18日**	**「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」報告**
第13回	10月2日	「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」を踏まえたデータ利活用制度の検討に向けて

EUと日本におけるデジタル関係の法制度の整備状況

個人データ（Personal Data）に関して、EUではGDPR（2016年）、日本では個人情報保護法が一般法。
一般法を前提とした上で、各分野におけるデータ利活用の政策やルールが検討されている。

	データ関係		競争政策関係	AI関係		サイバーセキュリティ関係
	データ保護の法的強化 各分野における データ利活用に影響	**データ利活用の法的強化** ①個人起点（一次利用）、②社会起点（二次利用） 等でのルール整備が進展 ※GDPRと整合的な形でEHDS法等は整備				
EU	**GDPR** （2016）	データスペース構想（2020） 国や組織を超えてデータを連携できる空間に関するルールや仕組みを整備する構想。ヘルスケア、産　業・製造等の９分野を指定 **データガバナンス法**（2021） オープンデータ以外の政府のデータ共有促進 **データ法**（2023） 民間の非個人データ（IoT等）の共有促進 **EHDS法**（医療・2024） ・ヘルスデータ基盤の構築 ・ヘルスデータ(仮名化・匿名化済)の第三者提供に同意不要 ・医療機関からのデータ提出義務 **PSD3**（金融決済・検討中）※PSD2は2015に成立 金融データアクセスの枠組と連携したPSD2の改正	**デジタル市場法**（2022） 競争可能で公正な市場の確保	**デジタルサービス法**（2022） 消費者と企業へ安全なオンライン環境を創出 **EU AI法**（2024） 人間中心のAI開発政策の具体化		**サイバーレジリエンス法**（2024） デジタル要素を含む製品への水平的なサイバーセキュリティ要件の整備
日本	**個人情報保護法**	**日本では、一部の対応※にとどまる。** ※次世代医療基盤法・銀行法等	**PF透明化法** **スマホ競争促進法**	**電気通信事業法等で一部対応**	**検討中**	**サイバーセキュリティ基本法をはじめ、各種ガイドライン等で対応** （IoTセキュリティ適合性評価制度（JC－STAR）※2025.3制度開始予定）

（出典）第１回データ利活用制度・システム検討会 資料３（表部分）

データ利活用制度の在り方に関する基本方針（抜粋）

（令和７年６月13日　閣議決定）

３．（４）信頼性の高いデジタル空間の構築
①社会全体でのデータガバナンスの構築

- 事業者等においては、その取り扱うデータの価値が最大化されるため、データを適切に利活用する取組や法令遵守はもちろんのこと、プライバシーなど個人の権利利益や自他の知的財産を尊重する取組、データセキュリティのための防護策を講じるなどの取組を総合的に行う**データガバナンス[13]を確保する必要**がある。これは、個人を始めとする関係者の**信頼を確保し、持続的に円滑なデータ利活用を社会的に確立するために必須の課題**であり、全てのデータ保有者、仲介者又は利用者（以下「データ関係主体」という。）におけるデータガバナンスを確保することによって、**データの価値を最大化しつつ、リスクを社会的に受容可能な程度にとどめる**ことが可能となる。

- また、データ連携が拡大し、さらに、多数の AI が協働することも考えられる中、社会全体においても、データの価値を最大化しつつ、リスクを低減していくためには、各データ関係主体におけるデータガバナンスの取組に加え、データのライフサイクルにおいてデータがクラウド事業者による場合などデータ関係主体の制御を離れてアクセスされる可能性があることも想定し、**データの性質等に応じて必要な場合には、秘密計算[14]その他のプライバシー強化技術（PETs）などの技術的手法によって、適切なデータ関係主体によって防護されることが有用**であり、制度面を含めて対応を検討する。 その際、PETs 技術の発展に応じて、アジャイルな対応が必要となることに留意する。加えて、AI に関わるガバナンスについては総合科学技術・イノベーション会議、統合イノベーション戦略推進会議、AI 戦略会議などと連携をしながら推進する。

- このような**データガバナンスの取組においては、データの性質や利用目的に応じたリ スクベースの対応を基本**とすることに留意する。一律な規制によってデータ利活用を萎縮させるのではなく、リスクの大きさに応じた制度・技術・運用の柔軟な措置を講ずることにより、安全性と利便性のバランスを確保しつつ、データ駆動型社会の持続 的発展を支えていく。また、その際、データ関係主体の内部においても様々な関係者が存在し、例えば、現場、リスク管理部門又はマネジメント層などそれぞれが**データによる価値創造とリスクの関係について共通の正確な理解**を持つことで、リスクに対する過剰反応でデータ活用を過少としたり、逆に、リスクを正確に共有しないといった事象が発生しないことが必要であることに留意して、取組を進める。

13　文脈によっても多義的であり、例えば、経営者によるガバナンスや、それをコーポレートガバナンスとして推進す る施策を指すこともある。企業等の個々の主体データに係る各種取組を統合的にバランスよく進めるためには、**デ ータを使いこなす能力を高める取組、データに係るリスクに対応するための取組**（法令遵守のための業務プロセス 構築、データセキュリティのためのデータ防護策等）を適切に組み合わせることで効率よく目的を達成する必要が あり、**経営者が経営問題として取り組むことが不可欠となるため、データガバナンスとして一連の取組を促す**もの。

14　データの処理中においても暗号化・秘匿化を行うことが可能なTEE（Trusted Execution Environment）など復号 鍵がチップ内にのみ存在するハードウェア型の秘密計算が世界的に AI 処理にも活用され始めている

データ利活用制度の在り方に関する基本方針（抜粋）

（令和７年６月13日　閣議決定）

３．（４）信頼性の高いデジタル空間の構築
④データ利活用の前提としての個人情報の適正な取扱いの確保

- データ利活用は、当該データに含まれる個人情報の適正な取扱いを確保することで、個人の権利利益の保護を図りつつ行う必要がある。**個人情報については、我が国 では、個人情報保護法が、いわゆる「一般法」として、その適正な取扱いを通じ、個人の権利利益の保護**を図ってきたが、その在り方については、**情報通信技術の急速な進展や国際的動向、高度化・複雑化し国境をまたぐことも多いデータ利活用の実態等に応じ、不断に見直す必要**がある。

- 例えば、現行法では、個人情報取扱事業者のガバナンスと本人関与による自主的な規律が重視されているが、技術進展等により生まれる従来の想定にない新たな取扱いは、個人の権利利益に対する侵害となる場合だけでなく、それに必ずしも影響しない場合等があり得る。AI の活用が急速に社会全体に広がる現状を踏まえ、**AI開発を含めた統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場面**などのように、**個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない取扱いと評価される場合については、そのリスクに応じ、同意にとらわれない本人関与の在り方と必要なガバナンスの在り方について具体的検討**を進める。

- あわせて、データ処理が高度化・複雑化することでその実態が本人からも見えにくく なること等を踏まえ、**個人が安心してデータを提供できる制度とその運用に対する「信頼」が醸成されるよう、個人情報保護法の確実な遵守を担保するため、適切な事後的規律を上記見直しと一体的に整備する必要**があることから、**課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、個人の信頼を確保するとともに実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた全体としてバランスの取れた形[19]での個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出**することを目指す。

- 時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動 向等について今後とも的確に把握していくため、個人情報保護委員会において、**より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、「個人情報保護政策に関する懇談会」**を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行う。

- 各府省庁は、その所管分野において、社会的課題の解決や行政事務の効率化等の観点 から、個人情報を含めた多様なデータの利活用に関する政策を企画立案・実施する際 には、**「個人情報等の適正な取扱いに関係する政策の基本原則」**（2022 年５月 25 日個人 情報保護委員会。以下「基本原則」という。）を引き続き踏まえるとともに、個人情報 保護委員会においては、**新たに作成した基本原則を解説したガイダンスも活用し、各府省庁に適切な助言を行うことにより、各府省庁との連携を強化**する。

19　2025 年1月 22 日に個人情報保護委員会が決定した**『「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の 今後の検討の進め方について』**において、一般法としての個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき 制度的な論点として、**「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」、「個人データ等の取扱いの態 様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」**及び**「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性 を確保するための規律の在り方」の各項目が整理**されている。

規制改革実施計画（抜粋）（令和７年６月１３日閣議決定）

３　投資大国
（１）健康・医療・介護
２　医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備

我が国においては、令和 22 年（2040 年）頃に向けて、85 歳以上の高齢者の増加や人口減少が更に進む見通しである中、全ての地域・世代の患者等が 適切に医療、介護等のサービスを受けながら自立して日常生活を営めるよう、 地域の実情に応じた効果的かつ効率的な医療提供体制・介護サービス提供体制等を確保することが一層重要であること、また、**患者等本人からの同意取得原則という入口規制が医療等データの利活用の大きな制約になっている との指摘**があること、医療等データの利活用の議論においては、本来実現させるべき姿と制度等の設計とを整合させ、個々の医療等データの最終的な提供主体たる国民の理解を得ることにもつなげることが重要であるとの指摘があること、**医療等データの利活用法制等の整備等の検討に当たっては基本理念及び制度枠組みを示すことが重要**であるとの指摘があること、ＥＵにおいては令和７年３月に European Health Data Space 規則（以下「ＥＨＤＳ」という。）が発効され、今後数年間かけて戦略的かつ計画的かつ段階的に所要の制度整備、システム整備等が進む見通しであることなども踏まえ、**患者等本人からの同意取得原則という入口規制を、プライバシー等の個人の権利利益の適切な保護を前提としつつ医療等データの利用者の利活用の段階で対応するという出口規制の考え方に転換することを含め**、医療等データの包括的かつ横断的な利活用に関する制度及び運用の整備、情報連携基盤の構築等の具体化に向けた検討を速やかに進めていく必要があるため、以下の措置を講ずる。

（略）

b 個人情報保護委員会は、個人情報保護法が、いわゆる**「一般法」として、 医療等データを含めた個人情報の適正な取扱いを通じ個人の権利利益の保護**を図ってきたが、情報通信技術の進展、国際動向、利活用の実態等を踏まえて、同法を不断に見直す必要があることを踏まえ、**以下の事項を検討し、結論を得次第、速やかに同法の改正法案を国会に提出**する。

・同法における、**①統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人同意**の在り方、**②公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合**における同意取得困難性要件の在り方、**③病院等による学術研究目的**での個人情報の取扱いに関する規律の在り方を含む、**本人からの同意取得規制の在り方と必要なガバナンスの在り方**。

・同法の**確実な遵守を担保するため、必要とされる事後的な規律を一体的に整備し、全体としてバランスの取れた法制度**とすること。

人工知能基本計画①

人工知能基本計画　～「信頼できるAI」による「日本再起」～（令和7年12月23日閣議決定）

第３章 AI関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

第１節 AI利活用の加速的推進

【具体的な取組】

（４）更なるAI利活用に向けた仕組みづくり

④ 統計作成等であると整理できるAI開発等の円滑化に資する本人同意の在り方や規律遵守の実効性確保等について検討し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）改正案の早期の国会提出を目指す。
【個人情報保護委員会】

人工知能基本計画②

人工知能基本計画　～日本AX、より強く、より豊かに～（令和8年7月14日閣議決定）

第3章 AI関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

第1節 AI利活用の加速的推進

【具体的な取組】

（3）AIのためのデータ戦略、更なるAI利活用に向けた仕組みづくり

⑤　統計作成等であると整理できるAI開発等にのみ利用される場合に個人データの第三者提供等に係る本人同意を不要とする特例や、当該特例において定める義務等に違反した場合の課徴金制度等の創設を含む「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和8年法律第56号）の円滑な施行に向けて下位法令の整備等を進める。【個人情報保護委員会】

２．いわゆる３年ごと見直しについて

⑴検討経緯

⑵令和８年個人情報保護法改正

第１　適正なデータ利活用の推進
第２　リスクに適切に対応した規律
第３　不適正利用等防止
第４　規律遵守の実効性確保のための規律

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律　概要

■ **デジタル技術の急速な進展**に伴い、個人情報を含む**データの利活用に対する需要**が高まっている一方で、**個人情報の違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスク**も高まっている。これらを踏まえ、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（令和７年６月13日閣議決定）等に基づき、**個人の権利利益の適切な保護**を図るとともに、**AI活用にも資する円滑なデータ連携を促進**するための所要の措置を講ずる。

制度改正方針

第１　適正なデータ利活用の推進

1　**個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成**（※）**にのみ利用される場合は本人同意を不要**とする。

※　統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。

2　**目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について**、
（１）取得の状況からみて**本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合**は**本人同意を不要**とする。
（２）生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における**同意取得困難性要件を緩和**する。
（３）学術研究例外の対象である**「学術研究機関等」**に、**医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示**する。

第２　リスクに適切に対応した規律

1　**16歳未満の者が本人である場合**、**同意取得**や**通知等について**当該本人の**法定代理人を対象とすることを明文化**し、当該本人の**保有個人データ**の**利用停止等請求の要件を緩和**するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、**本人の最善の利益を優先して考慮すべき**旨の責務規定を設ける。

2　**顔特徴データ等**について、その取扱いに関する**一定の事項の周知を義務化**し、**利用停止等請求の要件を緩和**するとともに、**オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止**する。

3　データ処理等の**委託を受けた事業者**について、委託された**個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直し**を行う。

4　**漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和**する。

第３　不適正利用等防止

1　**個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止**する。

2　**本人の求めにより提供を停止すること等を条件に同意なく第三者提供を可能とする制度（オプトアウト制度）について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化**する。

第４　規律遵守の実効性確保のための規律

1　**速やかに違反行為の是正を求める**ことができるよう**命令の要件を見直し**、さらに、本人に対する**違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能**とする。

2　**違反行為を補助等する第三者**に対して**当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設ける**。

3　**個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について加害目的の提供行為も処罰対象とする**とともに**法定刑を引き上げ**、また、詐欺行為等により**個人情報を不正に取得する行為に対する罰則**を設ける。

4　経済的誘因のある、**大量の個人情報の取扱いによる悪質な**違反行為を実効的に抑止するため、**重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずる**こととする。

※その他、公的部門に対する規律、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」においても、所要の措置（子供の個人情報等の取扱い等）を講ずる。

第１　１　統計作成等

● 現行規定では、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条第1項）等については、例外規定に該当する場合を除き、本人の同意が必要。

✓ 統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっている。
✓ 特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ない。

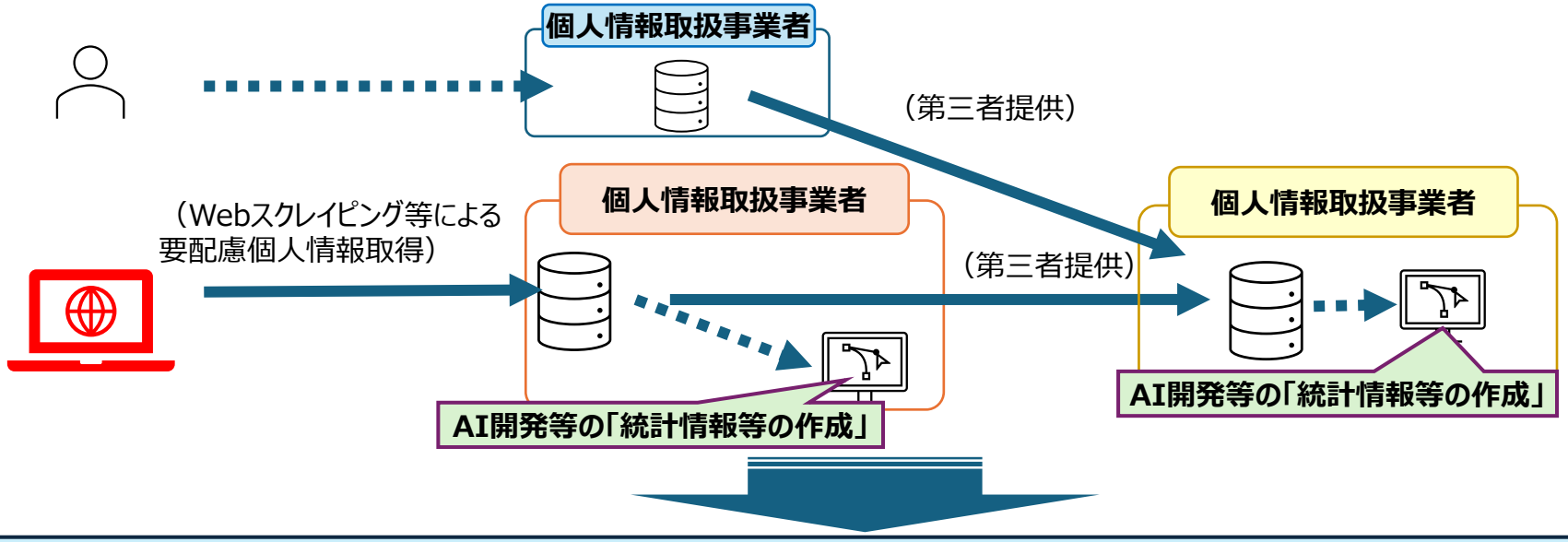

統計情報等の作成(*1)**にのみ利用されることが担保されていること等を条件**に、**本人同意なき個人データ等の第三者提供**(*2)**及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能**とする(*3)。また、行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大する。

*1　統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。
*2　当初に特定した利用目的（法第17条）の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。また、当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とする。
*3　具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

「統計情報等の作成」にのみ利用されることを担保するための規律

● 一定の事項の公表（氏名・名称（取得者〔要配慮個人情報取得〕/提供元・提供先〔第三者提供〕）、行おうとする「統計情報等の作成等」の内容等）
● 「統計情報等の作成」のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意〔第三者提供〕
● 取得者及び提供先は目的外の利用及び第三者提供が禁止される〔要配慮個人情報取得(*4)、第三者提供〕　等

*4　「取得者」が、本例外規定に基づき第三者提供をすることは可能。

統計作成等①：公開されている要配慮個人情報の取得（30条の２第１項等）

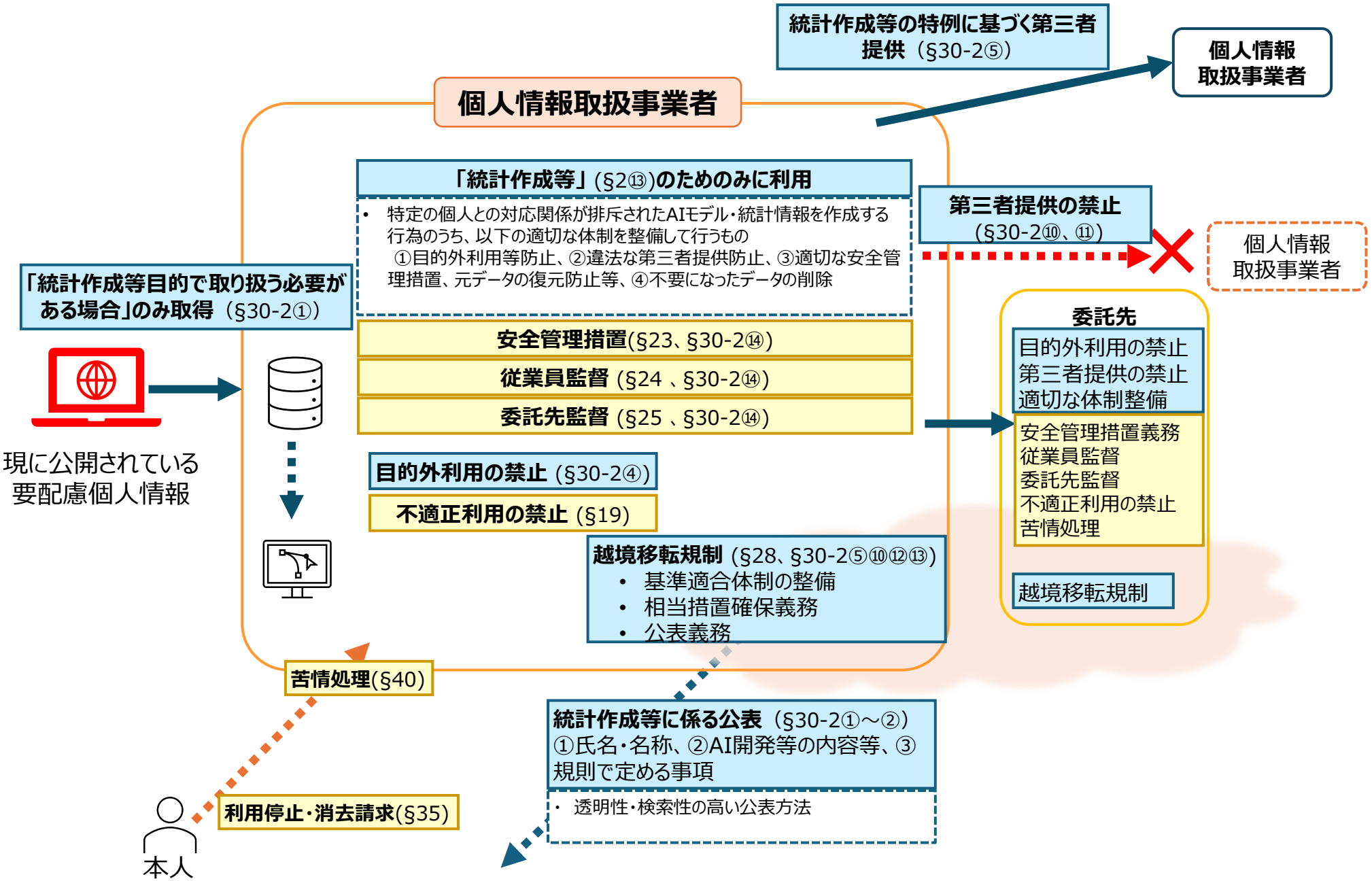

統計作成等②：個人情報の第三者提供（30条の２第５項等）

書面による合意（§30-2⑤(2)）

個人情報取扱事業者（提供元）

「統計作成等目的で取り扱う必要がある場合」のみ提供（§30-2⑤）

- 侵害リスクの高いデータ
- 統計作成等目的で不要
- 削除が技術的に困難でない場合**提供不可**

個人情報

合意等に基づき、①作成しようとする統計情報等の内容、②作成に必要なデータ項目、③体制整備の内容等について確認・記録することが望ましい

越境移転規制（§28①、§30-2⑤⑬）

- 基準適合体制の整備
- 相当措置確保義務
- 公表義務

苦情処理(§40)

統計作成等に係る公表（§30-2⑤）
①提供先等の氏名・名称、②AI開発等の内容、③規則で定める事項

- 透明性・検索性の高い公表方法

提供停止請求(§35)

個人情報取扱事業者（提供先）

「統計作成等」(§2⑬)**のためのみに利用**

- 特定の個人との対応関係が排斥されたAIモデル・統計情報を作成する行為のうち、以下の適切な体制を整備して行うもの
  ①目的外利用等防止、②違法な第三者提供防止、③適切な安全管理措置、元データの復元防止等、④不要になったデータの削除

安全管理措置(§23、§30-2⑭)

従業員監督（§24、§30-2⑭）

委託先監督（§25、§30-2⑭）

目的外利用の禁止（§30-2⑨）

不適正利用の禁止（§19）

越境移転規制（§30-2⑤⑩⑫⑬）

- 基準適合体制の整備
- 相当措置確保義務
- 公表義務

苦情処理(§40)

利用停止・消去請求(§35)

統計作成等に係る公表（§30-2⑤～⑥）
①提供先等の氏名・名称、②AI開発等の内容、③規則で定める事項

- 透明性・検索性の高い公表方法

本人

第三者提供の禁止
（§30-2⑤、⑩、⑪）

個人情報取扱事業者

委託先

目的外利用の禁止
第三者提供の禁止
適切な体制整備

安全管理措置義務
従業員監督
委託先監督
不適正利用の禁止
苦情処理

越境移転規制

第１ ２(1)取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い

- 現行規定では、個人データの第三者への提供（法第27条第1項）等については、例外規定に該当する場合を除き、本人の同意が必要。

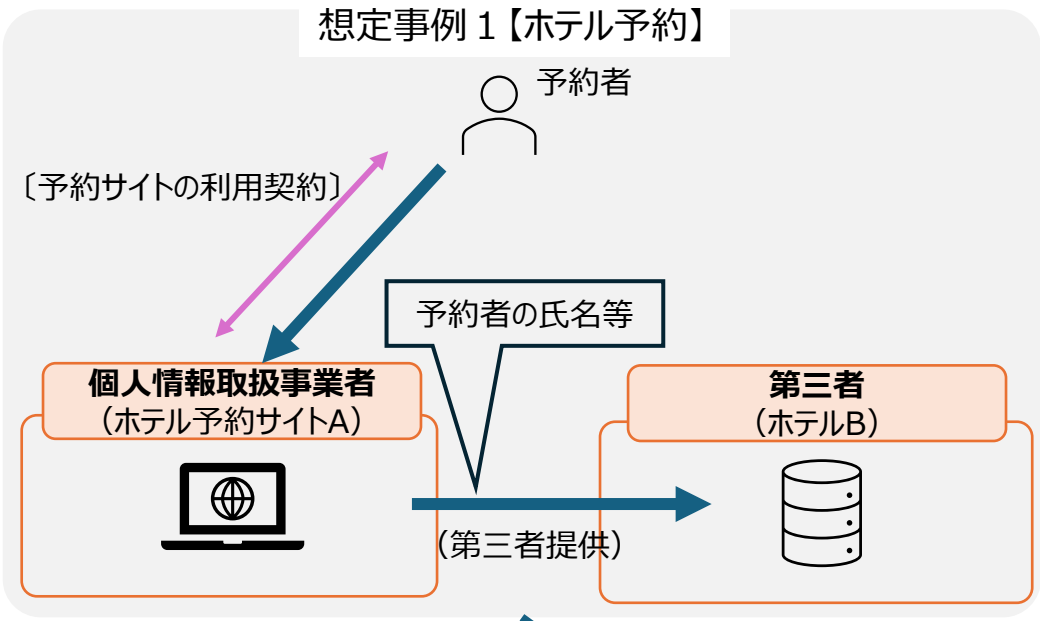

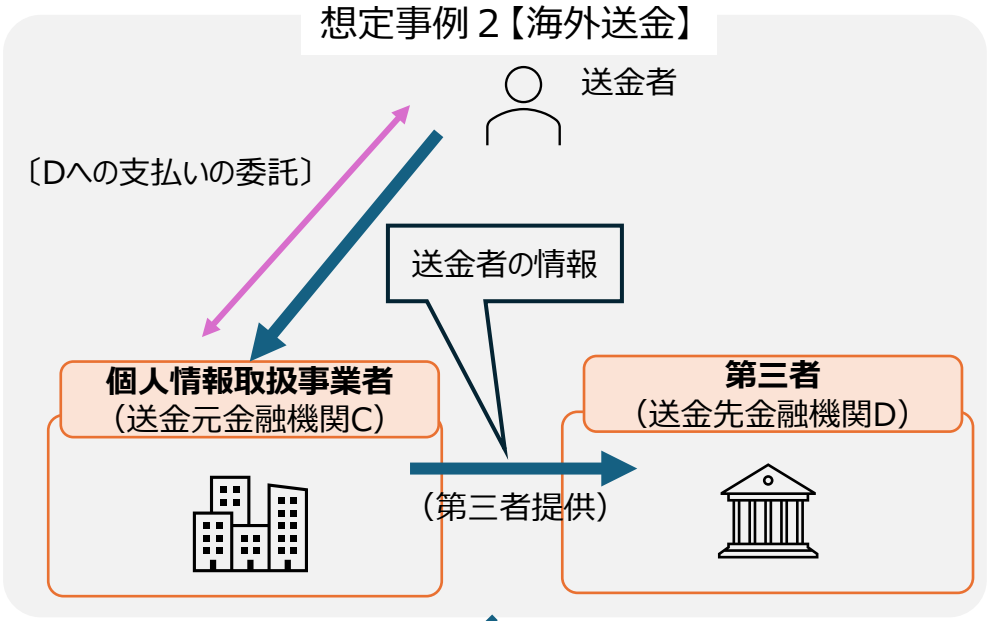

■ このような場合に行われる個人データの第三者提供は、契約の履行のために不可欠なものであり、本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかといえると考えられる。

■ このような場合においても、現行規定では、本人から同意を取得する必要がある

個人データの第三者提供等(*1)が、当該個人データの取得の状況からみて**本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合**(*2)について、**本人の同意を不要**とする。

*1 個人情報の当初の目的外の利用（法第18条第3項）、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）も含む。

*2 具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

- 現行規定では、個人情報の当初の目的外の利用（法第18条第3項）、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条1項）については、原則、本人から同意を取得することが必要。
- 生命・身体・財産の保護のために必要がある場合（生命身体財産例外）、又は、公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合（公衆衛生等例外）には本人同意が不要となり得るが、いずれの場合も「**本人の同意を得ることが困難であるとき**」という要件を満たす必要がある。

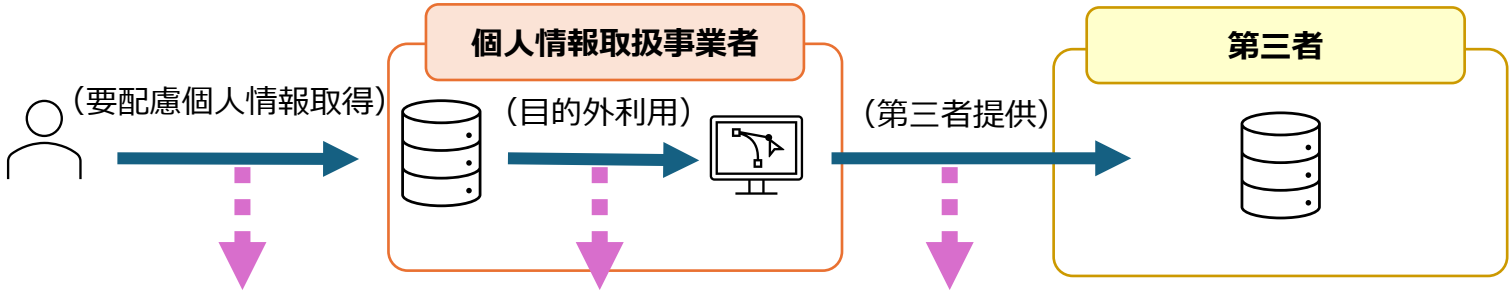

【現行規定】

✓ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある（生命身体財産例外）　又は
✓ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある（公衆衛生等例外）

＋

✓ **本人の同意を得ることが困難**

■ 事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、
■ 個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる。

「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、**「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由(＊)があるとき」**についても、本人からの同意取得を不要とする。

＊（公衆衛生の向上等のために特に必要である一方で、）本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置（氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等）が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等を想定。具体的な事例については、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定。

第１　２(3)病院等による学術研究目的での個人情報の取扱い

- 現行規定では、個人情報の当初の目的外の利用（法第18条第3項）、信仰・病歴・犯罪歴などの差別につながり得る情報（要配慮個人情報）の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者への提供（法第27条1項）については、原則、本人から同意を取得することが必要。
- 学術研究を目的としてこれらの行為を行う場合には、本人同意が不要となり得るが（学術研究例外）、当該例外が適用される主体は、「学術研究機関等」(*1)のみであり、病院等は含まれていない。

*1 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。」（法第16条第8項）

✓ 医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠。
✓ 病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態。

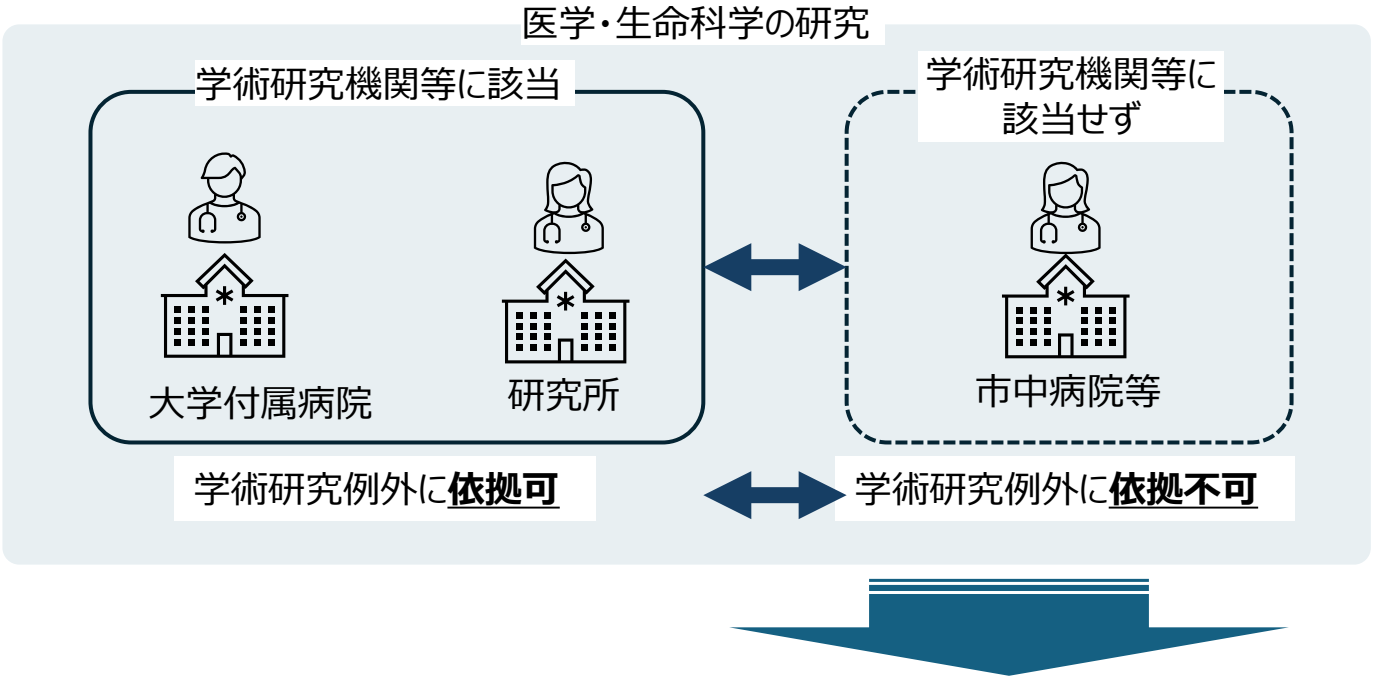

（参考）
- 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」：国公立・私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」
- 「それらに属する者」：国公立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等（個人情報保護法ガイドライン（通則編）2-18）

「学術研究機関等」に、**医療の提供を目的とする機関又は団体**(*2)**が含まれることを明示**する。

*2　例えば、病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等（診療所等）が含まれることを想定。
具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定。

第２　１　子供の個人情報の取扱いに関する規律

● **現行規定では、子供の個人情報の取扱い等に係る事業者の義務については、ガイドラインやQ&Aにおける記載(*1)のみ。**

*1　「本人の同意」を得ることが求められている場面について、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果を未成年者が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があり（通則ガイドライン）、個別具体的に判断されるべきだが、一般的には、12歳から15歳までの年齢以下の子供の場合には法定代理人等から同意を得る必要があるとされている（「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A（以下「Q&A」という。））。

✓　子供は、心身が発達段階にあるためその判断能力が不十分であり、**個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすい。**

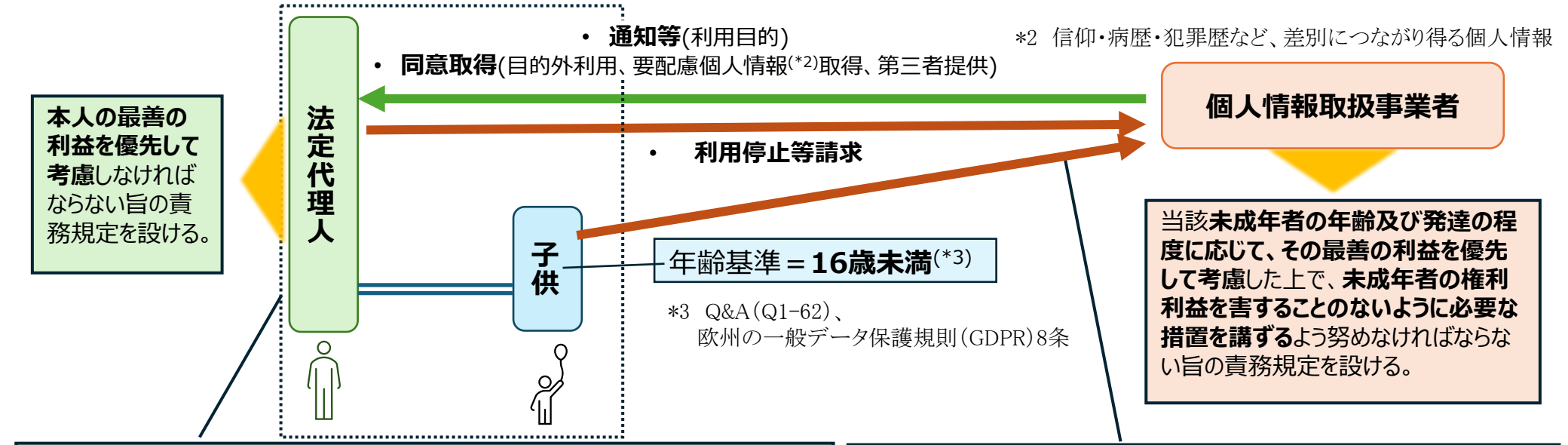

*2　信仰・病歴・犯罪歴など、差別につながり得る個人情報

同意取得や通知等に係る規定に、法定代理人の関与を義務付け。

例外

・本人が**16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由**がある場合
・法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して個人情報を取得した場合
・**本人に法定代理人がない又はそのように事業者が信ずるに足りる相当な理由**がある場合

違法行為の有無等を問わない利用停止等請求を可能とする。

例外

・**法定代理人の同意**を得て取得された保有個人データである場合
・要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合
・**本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた**場合
・法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合　等

● また、法定代理人の関与及び責務規定については、行政機関等についても同様の改正を行う。

第２　２　顔特徴データ等に関する規律

- 現行規定では、原則として**個人情報の利用目的を自社のホームページに掲載する**等して公表することにより、生体データとしての「個人識別符号」(*1)に該当するもの（顔特徴データを含む）も含め、事業者は個人情報を取得することが可能 。
- 令和５年「犯罪予防や安全管理のための顔識別機能付カメラシステムの利用について」で**掲示例等を公表しQ＆Aに一定の記載。**

✓ **生体データのうち顔特徴データ等**(*2)は、**本人が関知しないうちに容易にそれゆえに大量に入手可能**であり、一意性及び不変性が高く特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するため、**取扱いが本人のプライバシー等の侵害につながる可能性**がある(*3)。

*1　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができるもの。
*2　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別すること目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別することができるようにしたものとすることを想定。
*3　カメラ等の計測機器を複数の地点に設置して顔特徴データ等を入手してこれを名寄せに用することで、本人が関知し得ないまま行動を追跡することも可能。

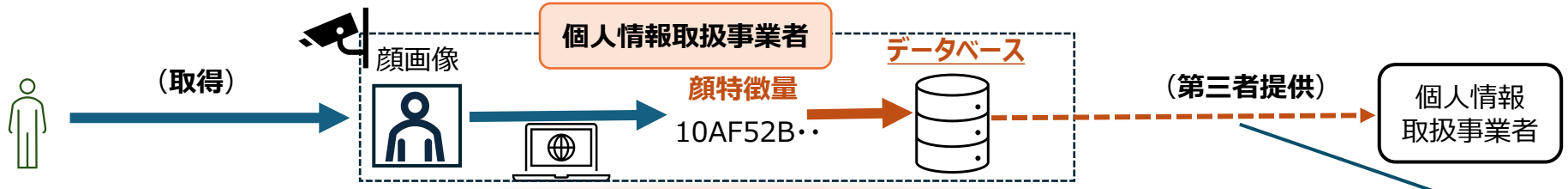

顔特徴データ等(*4)**の適正な利活用**を促すため、
透明性を確保した上で、**本人関与の強**化が必要ではないか。

オプトアウト制度に基づく第三者提供は不可とする

一定の事項の周知(*5)

個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名、顔特徴データ等を取り扱うこと、顔特徴データ等の利用目的、顔特徴データ等の元となった身体的特徴の内容、利用停止請求に応じる手続等の**周知**を義務付ける。

例外

・周知により本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合
・周知により当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
・国又は地方公共団体の事務の遂行に協力する必要がある場合であって、周知により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合　等

利用停止等請求

違法行為等の有無を問わず可能とする。

例外

・本人の同意を得て作成又は取得された顔特徴データ等である場合
・要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合　等

*4　単なる顔写真ではなく、個人識別符号のうち顔特徴データを想定（具体的な範囲は政令以下で定めることを想定）。
*5　具体的な周知の方法は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

第２　３　個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方

- 現行規定では、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託元は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない（法第25条）。
- 具体的には、自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行う必要がある（①適切な委託先の選定、②委託契約の締結、③委託先における個人データ取扱状況の把握）。

✓ 個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大。
✓ 委託元による委託先の監督等が十分に機能せず、委託先が委託された業務の範囲を超えて独自に個人データ等を利用する事案も生じている。

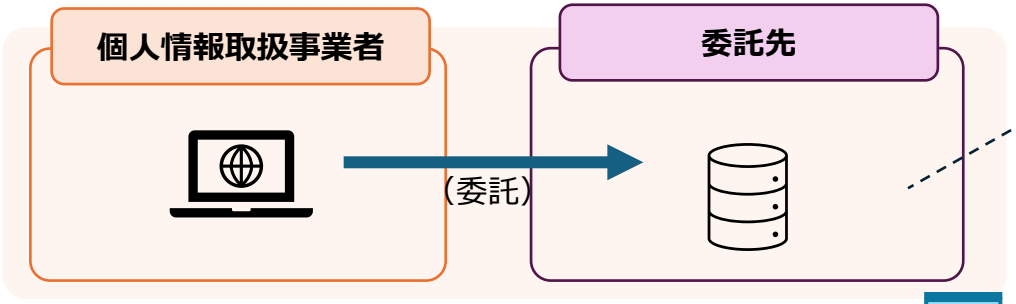

- 委託元（個人情報取扱事業者）が委託先を監督することにより適切な取扱いを担保。
- 委託先が個人情報取扱事業者である場合、委託先にも常に法第４章の各義務規定の全てが適用。

委託の実態に合わせた規律の整備

委託先としての義務

- 取扱いを委託された個人データ等を当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務を委託先に明文規定により課す。

例外：法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合には、例外的に委託先が独自の判断で利用できることとすることを想定。

- 委託先が行政機関等である場合についても、同様の規律の整備を行う。

委託先自らは取扱いの方法を決定しないケース(*1)における委託先の個人情報取扱事業者等としての義務の免除

- 委託契約において、取扱いの方法の全部について合意し、かつ委託先における取扱いの状況を委託元が把握するために必要な措置等(*2)について合意した場合は、当該委託先に対しては、法第４章の各義務規定の適用を原則として免除。
- 委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務及び**安全管理に係る義務は適用**。

*1　委託先が委託元から指示された方法で機械的に個人データ等を取り扱うのみの場合（委託先がデータ入力作業を委託され、委託元の指示に従って機械的に入力作業を行う場合等）。
*2　漏えい等が生じたことを知ったときに委託先が委託元に対して速やかにその旨を報告すること等を想定しているが、その他の具体的な内容は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

第２　４　漏えい等報告・本人通知

- 現行法上、個人情報取扱事業者は、報告対象事態（規則第７条）が発生した場合には、委員会への報告（法第26条第１項）義務を負うこととなる。報告は、速報及び確報に分けて行うこととされている。
- また、漏えい等報告の義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うこととなる。

✓ 個人の権利利益侵害が発生するリスク等に応じて、**漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化を検討**すべきではないか。
✓ 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合があるのではないか。

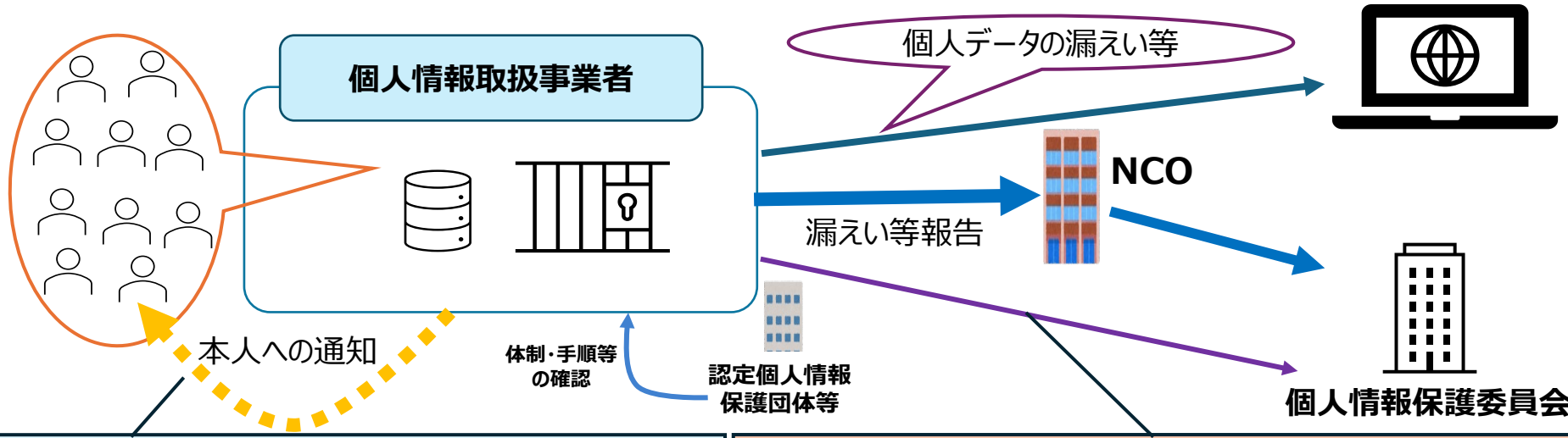

- **本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合**(*1)について、**本人への通知義務を緩和**し、**代替措置**による対応を認めることとする。
- 行政機関等についても同様の改正を行うこととする。

*1 サービス利用者の社内識別子（ID）等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが想定。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定。

- **サイバー攻撃対処能力強化法に基づく報告義務施行**に併せて、**共通様式（ランサムウェア等）により報告が行われる場合の窓口を一元化**する方向で**NCO（国家サイバー統括室）の下で所要の調整**を(*2)進める。
- **体制・手順に係る認定個人情報保護団体などの第三者の確認**を受けること等を前提として、
  - 一定の範囲で速報を免除することを可能とする。
  - 漏えいした個人データに係る本人の数が１名である誤交付・誤送付のようなケースについては、委員会への報告のうち確報を、一定期間ごとに取りまとめた上で行うことを許容する。
- 違法な個人データの第三者提供についても報告対象事態にする。違法な第三者提供については、行政機関等についても同様の改正を行うこととする。

*2　報告基準についても整合性があるものとなるように整理を進める。

第３　１　特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律

● 個人関連情報(*1)については、一定の場合における第三者提供のみが規律の対象（提供元では個人データに該当しないが、**提供先において個人データとなることが想定される個人関連情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認**が、提供元に義務付けられている。）。

*1　電話番号、メールアドレス（氏名がアドレスに含まれないもの）、Cookie ID等に紐付いた、ある個人に関する情報は、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができるような場合を除き、「個人情報」に該当しない。これらの情報は、「個人関連情報」とされる。

✓ **特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等（電話番号、住所、メールアドレス、Cookie ID等**を含む情報）が含まれる情報については、個人情報に該当しない場合であっても、**当該個人への連絡を通じて当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益の侵害が発生し得る。**

✓ 当該記述等を媒介として秘匿性の高い記述等を含む情報を名寄せすることにより、プライバシー等が侵害されたり、上記連絡を通じた個人の権利利益の侵害がより深刻なものとなったりするおそれがある。

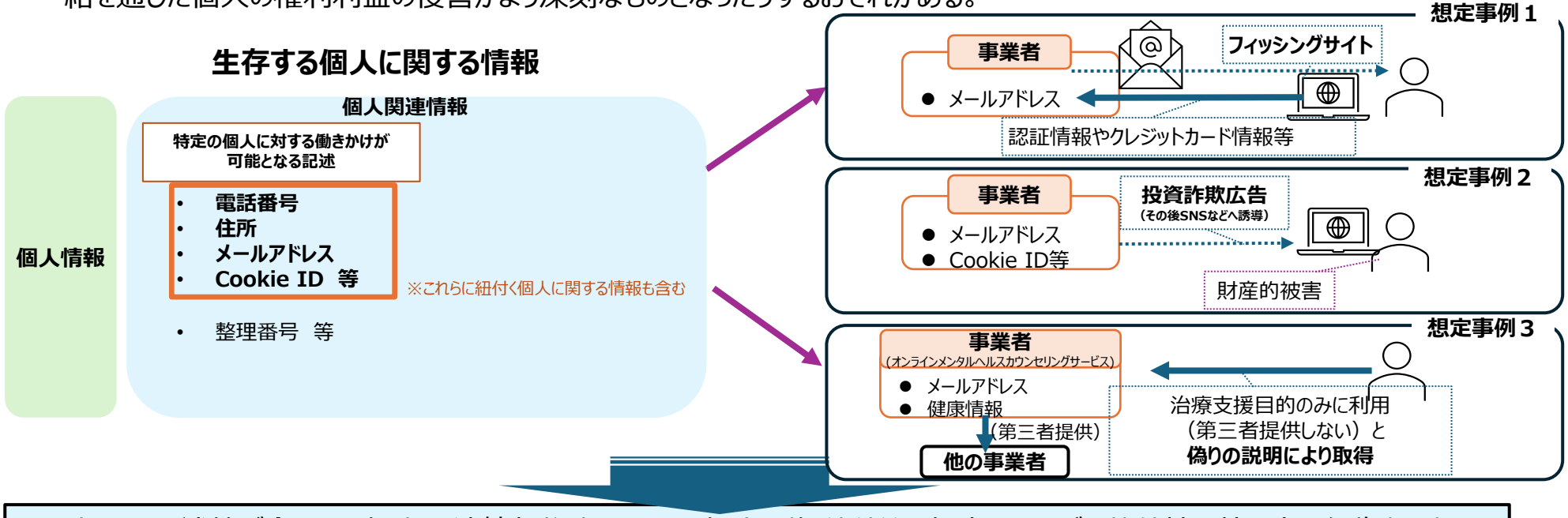

● 上記の記述等が含まれる個人関連情報(*2)について、個人の権利利益の侵害につながる蓋然性の特に高い行為類型である**不適正利用及び不正取得に限って**、個人情報と同様の規律（これらの行為の禁止）を導入する。

● また、上記のような記述等が含まれる仮名加工情報及び匿名加工情報(*3)についても同様の趣旨が当てはまることから、同様の規律を導入する。さらに、行政機関等についても同様の改正を行う。

*2　特定の個人の所在地（住居、勤務先等）、電話番号、メールアドレス、Cookie ID 等の記述等（これを利用して特定の個人に対して連絡を行うことができるものに限る。）が含まれる個人関連情報等を規律の対象とする。

*3　*2の記述等が含まれる仮名加工情報・匿名加工情報等を規律の対象とする。

第３　２　オプトアウト制度に関する規律

● 現行規定では、個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、一定の要件(*1)を満たした場合には、本人の同意を得ることなく第三者に提供することができる（いわゆるオプトアウト届出制度）。

*1　第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて提供を停止することとしている場合であって、その名称や住所、本人の求めを受け付ける方法等について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、委員会に届け出たとき（法第27条第2項）。

✓ **いわゆる「闇名簿」問題が深刻化する**(*2)中で、**オプトアウト届出事業者である名簿屋**が、法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する**悪質な名簿屋に名簿を提供する事案**が発生しており、オプトアウト制度に基づいて提供された個人データが「闇名簿」作成の際の情報源の一つとなっている現状がある(*3)。

✓ オプトアウト届出事業者におけるこのような提供を未然に防ぐ観点からは、提供元が提供先における個人データの利用目的等をあらかじめ確認することが有用であると考えられるが、現行法下においては、提供元にこのような義務が課されていない。

*2 「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（令和5年3月17日　犯罪対策閣僚会議）においても、個人情報を悪用した犯罪被害を防止するため、犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な名簿屋について、あらゆる法令を駆使した取締り等を推進することが求められている。

*3　法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する名簿屋に対して名簿を販売する行為は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあり、不適正な利用（法第19条）に該当し得る。

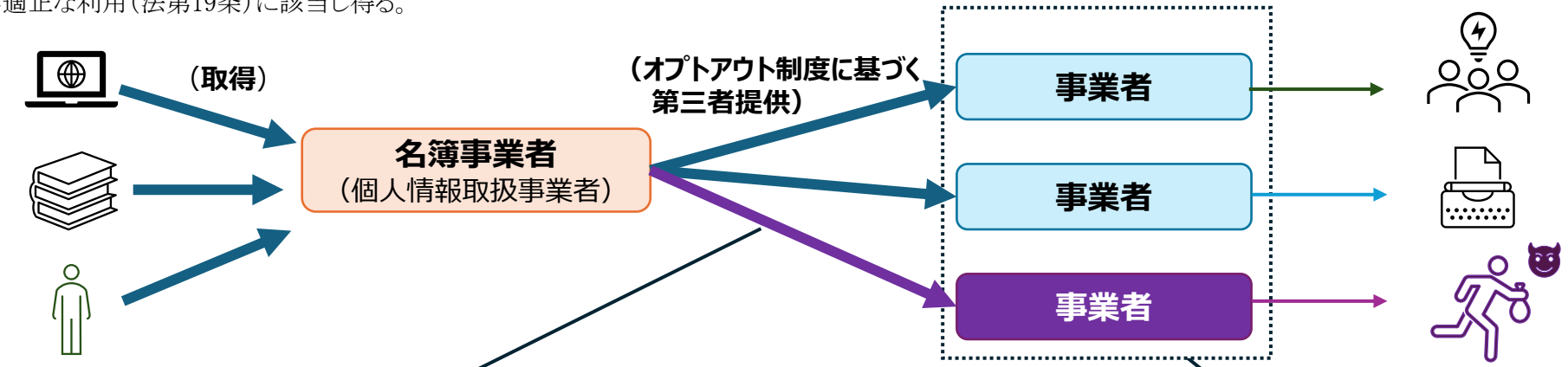

オプトアウト制度に基づく第三者提供時は、あらかじめ、**当該第三者（提供先）の身元（氏名又は名称、住所、代表者氏名）及び利用目的を確認**しなければならないこととする。

例外

・当該個人データを取得した時点において、当該個人データが本人、国の機関、地方公共団体等によって公開されていたものである場合等

確認に係る事項を偽ってはならないこととする（違反時には過料の対象とする。）。

第４　１・２　勧告・命令等の実効性確保

勧告・命令等の現状は以下のとおり。
（要件）勧告を経ることなく直ちに命令（緊急命令）が出せるのは、個人の重大な権利利益が既に侵害されている場合に限られている。
（内容）勧告・命令の内容は、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置に限定されている 。
（対象）勧告・命令は、法の義務規定に違反した事業者自身に対してのみ発出することができる。

【命令（緊急命令）の要件】
個人の重大な権利利益が既に侵害されている場合（現行法）に加え、**個人の権利利益の侵害が切迫している場合**において、**勧告を前置することなく命令（緊急命令）を発出**できるようにする(*1)。

【勧告・命令の内容】
・違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置（現行法）に加え、**本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表**その他の本人の権利利益の保護のために必要な措置を勧告・命令の内容とすることができることとする(*2)。

【任意の要請の対象】
・違反事業者に対して**命令を発出した場合における、違反行為に関与する第三者(*3)に対する任意の要請**について、明確な根拠規定を設けることとする。
・第三者が要請に応じた場合に、当該違反事業者に対する損害賠償責任を負わないこととする。

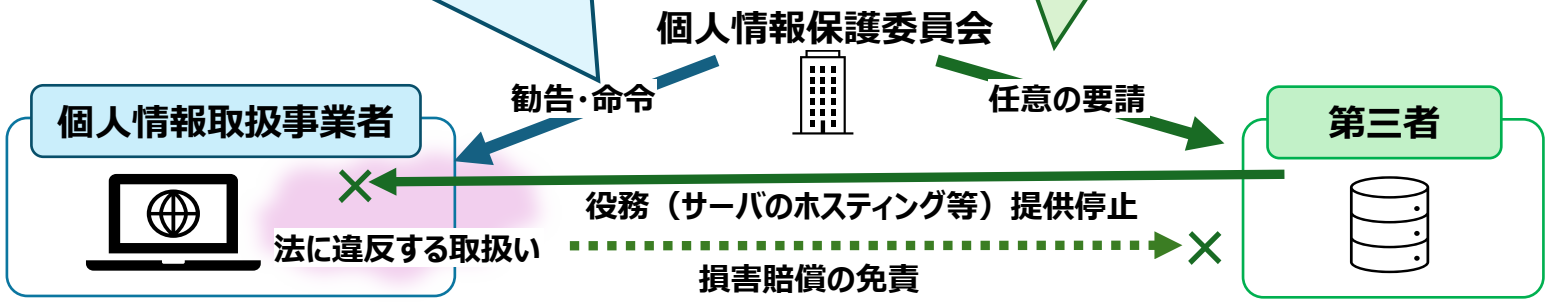

*1　名簿の販売先が、法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋（ブローカー）だと名簿販売業者が認識していたにもかかわらず、当該販売先に対し、意図的にその用途を確認せずに名簿を販売した事案など。
*2　法第19条（不適正な利用の禁止）に違反して、犯罪者グループ等の違法行為を行う蓋然性が高い第三者に名簿が提供された場合など。
*3　例えば、クラウドサービス事業者、サーバのホスティング事業者、検索サービス提供事業者など。

第４　３　悪質事案に対応するための刑事罰

- **個人情報データベース等の不正提供等罪**・保有個人情報の不正提供等罪（現179条・180条）について、「不正な利益を図る目的」の提供行為に加えて、**「損害を加える目的」での提供行為を対象に追加。**
- 新たに、詐欺行為や不正アクセス等により個人情報を不正取得した場合について、罰則規定を新設。
- 他の罰則規定との均衡を踏まえ、法定刑について適切な見直しを行う。

個人情報データベース等の不正提供罪等

不正行為による個人情報の不正取得

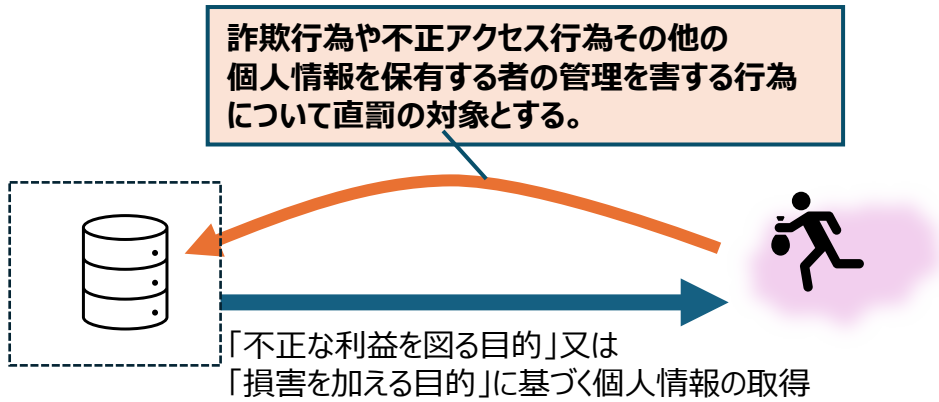

法定刑の見直し

条文番号	法定刑	
	拘禁刑	罰金刑
第176条(*1)	２年以下⇒３年以下	100万円以下⇒150万以下
第179条(*2)	１年以下⇒２年以下	50万円以下⇒100万円以下
第180条(*3)	１年以下⇒２年以下	50万円以下⇒100万円以下
第181条(*4)	１年以下	50万円以下
第184条(*5)	法人等：－ 人：１年以下	法人等：１億円以下 人：50万円以下

*1　行政機関等の職員等又は職員等であった者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供すること。

*2　個人情報取扱事業者（その者が法人等である場合にあっては、その役員等）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用すること。

*3 行政機関等の職員等又は職員等であった者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用すること。

*4 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集すること。

*5 法人等の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、179条に掲げる違反行為をすること。

第４　４　課徴金の導入

- 課徴金は、違反事業者に対して金銭的不利益を課す行政上の措置であり、違反行為の経済的誘因を小さくすることにより、違反行為を抑止することを目的として導入されるもの。
- 現行法上、違反事業者は勧告・命令等を受けた後に違反行為を中止すれば、違反行為から得た経済的利得をそのまま保持することが可能。また、現行法の直罰規定（＊1）は、違反行為を抑止する観点からは必ずしも十分でないとする指摘もある。

＊1　個人情報データベース等不正提供等罪（法第179条）及びこれに係る法人に対する両罰規定（法第184条）。

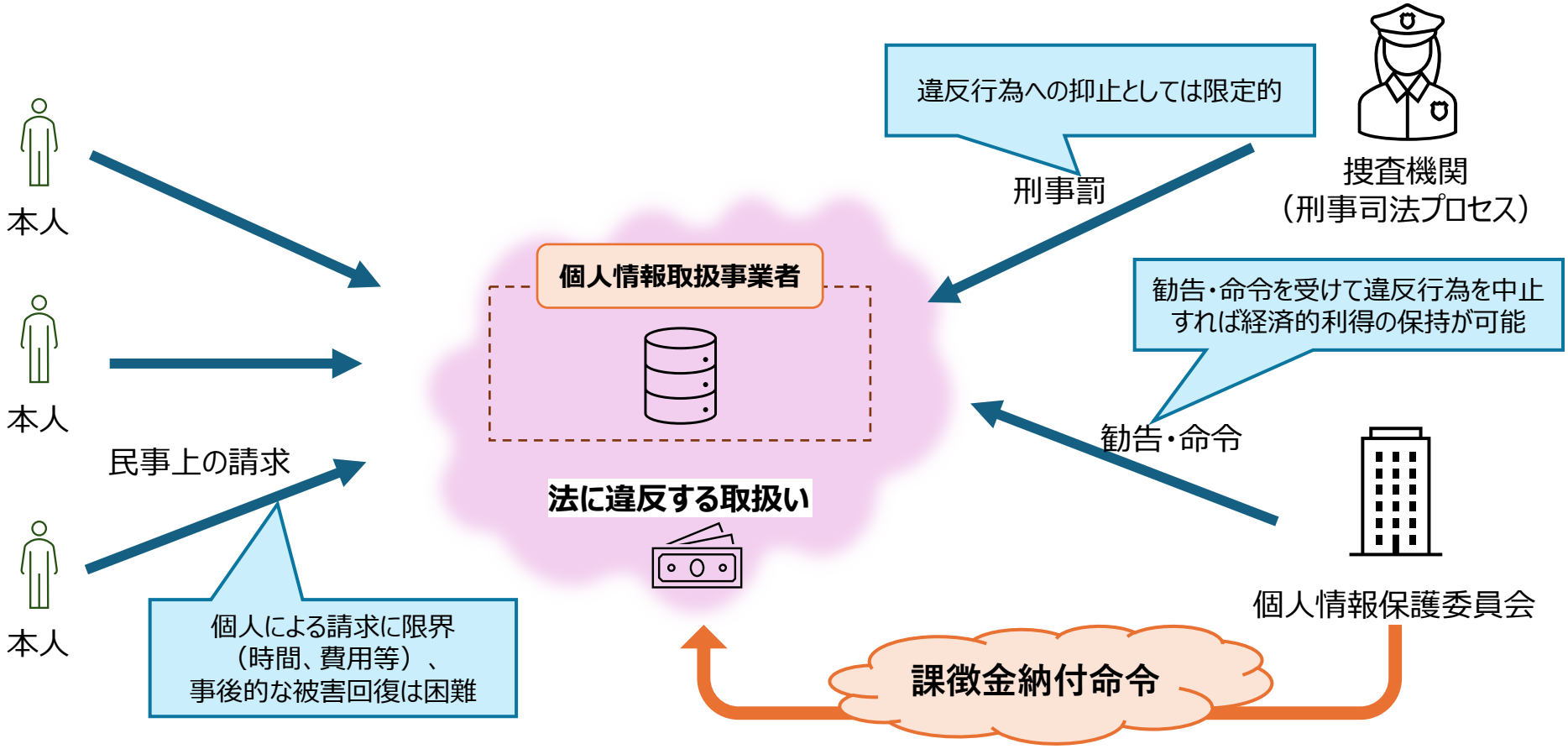

- 経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする。

第４　４　課徴金納付命令の対象範囲

①対象行為

✓ 深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高く、緊急命令の対象となっている重要な規制に違反する行為類型を対象とし、さらに、国内外において現実に発生しており、かつ、剥奪すべき違法な収益が観念できるものに限定。

（１）不適正な利用の禁止（法第19条）違反

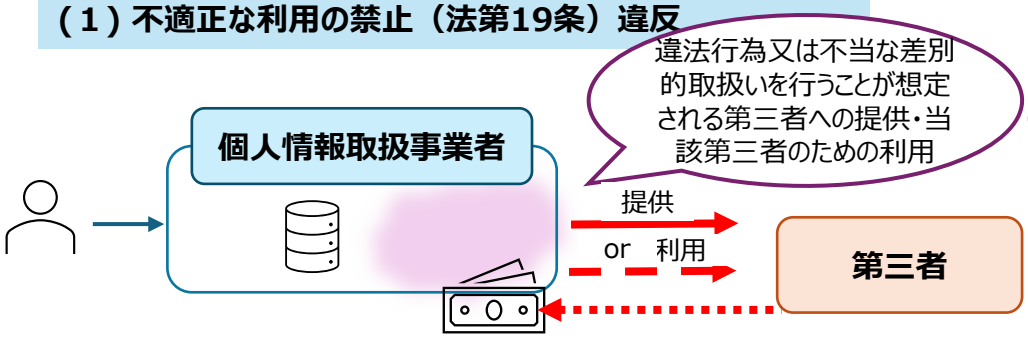

（２）適正な取得（法第20条第１項）違反

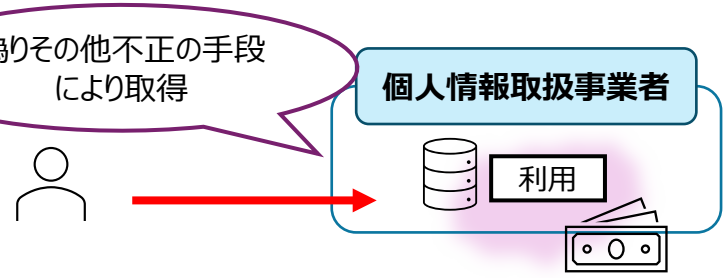

（３）第三者提供の制限（法第27条第１項）違反

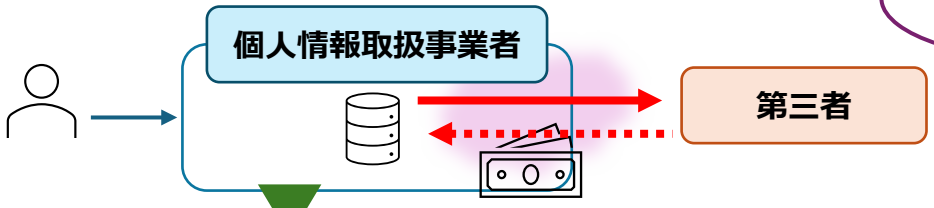

（４）統計特例違反（目的外利用、第三者提供）

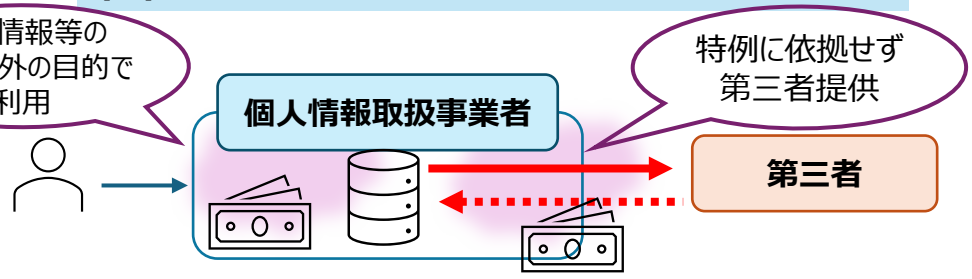

②主観的要素

✓ 個人情報取扱事業者が対象行為を防止するための相当の注意を怠っていない場合か否かによって限定。

③個人の権利利益の侵害

✓ 個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定（＝基本的に勧告等の対象となる事案に限定）。

④大規模事案

✓ 大規模な事案に限定（＝対象行為に係る本人の数について1,000人を基準とする）。

算定方法

対象行為又は対象行為をやめることから直接的に違法な収益を獲得。

✓ 違反事業者が対象行為又は対象行為をやめることの対価として個人情報取扱事業者が得た金銭等の財産上の利益に相当する額。

（参考）　統計作成等の特例に関して課徴金の対象となり得る違反行為の例

「統計情報等の作成」にのみ利用されることを担保するために想定される規律

- 一定の事項の公表（氏名・名称（取得者〔要配慮個人情報取得〕/提供元・提供先〔第三者提供〕）、行おうとする「統計情報等の作成等」の内容等）
- 「統計情報等の作成」のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意〔第三者提供〕
- 取得者及び提供先は目的外の利用及び第三者提供が禁止される〔要配慮個人情報取得(*4)、第三者提供〕 等

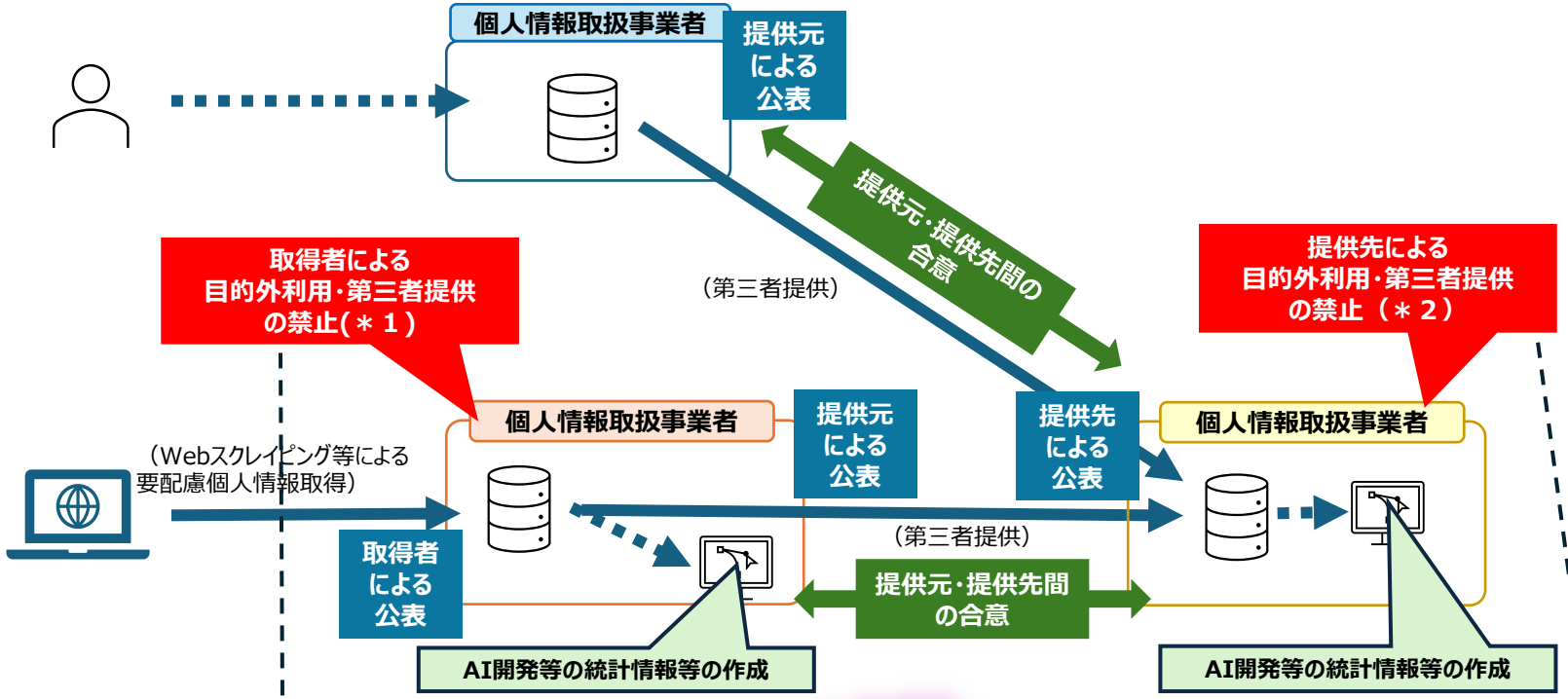

（＊１）違反行為の例

統計情報等の作成のみを目的として取得した要配慮個人情報を、
・統計化等せずにそのまま第三者に販売していた場合※
・統計化等せずにそのまま顧客企業に対する広告配信サービスの提供のために用いて利益を得ていた場合
※本特例に依拠して第三者提供する場合を除く。

（＊２）違反行為の例

統計情報等の作成を目的として提供を受けた個人データを、
・統計化等せずにそのまま第三者に販売していた場合
・統計化等せずにそのまま顧客企業に対する広告配信サービスの提供のために用いて利益を得ていた場合

３．今後に向けて

令和８年改正個人情報保護法の円滑な施行に向けて

〇令和８年改正個人情報保護法　附則

（施行期日）

第一条　この法律は、**公布の日から起算して二年を超えない範囲内**において**政令で定める日から施行**する。

今後、多様な主体からご意見をお伺いながら

- 〇　政令
- 〇　委員会規則
- 〇　ガイドライン等
- 〇　Q&A

等について、検討を進めていく予定。

また、

- 〇改正法の概要や制度内容についての周知・広報

等について、進めていく予定。

今後に向けて考慮していくべき点

より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、中間整理に対する意見募集の結果や、検討会報告書、事務局ヒアリングの結果等を踏まえ、今後ともステークホルダーと継続的に議論を行うとともに、業務の遂行にあたり、例えば、以下のような点を考慮していくことが必要である。

⑴ デジタル化に対応した個人情報取扱事業者のガバナンスの向上
適切なデータ利活用を推進できる体制整備
（PIA（個人情報保護評価）実施・DPO（データ保護責任者）設置等を含む）
人材育成等）

⑵ 個人・消費者と事業者との信頼（トラスト）の醸成・向上

⑶ 官民を通じたデータ利活用の推進、適切な企業・組織間連携

⑷ 民間の自主的取組へのインセンティブ、認定個人情報保護団体に関する取組

⑸ 本人関与の在り方という観点からの更なる整理
（プロファイリング、データポータビリティ等）

⑹ 保護法益に応じた個人情報・個人データの範囲や規律の対象となる行為

「個人情報保護政策に関する懇談会」の開催

1　開催趣旨

個人情報の保護及びその利活用のバランスの在り方は国民各層にとって重要な課題であり、 その重要性は以前にも増して高まっている。そのようなバランスの在り方を考え、時代に即した 個人情報保護制度の運用や見直し等を行うに当たっては、委員会として、**デジタル社会の進展やAIの急速な普及を始めとした技術革新、技術の社会実装に関する動向、国内外における個人情報の保護・利活用に関する動向等について的確に把握**していく必要がある。

このため、**広く各界の有識者やステークホルダーと透明性のある形で継続的に意見を交換**し、 併せて**個人情報保護政策に関し相互理解を促進**することにより、**実情に即した、より包括的な テーマや個人情報保護政策全般についての検討**に資する。

2 想定されるテーマ

・個人情報保護政策全般について
・個人情報保護・利活用に関する技術の動向
・監視・監督活動の在り方
・国際連携の強化 等

3 会　員

・有識者、法曹、経済団体、消費者団体、地方公共団体

4　開催状況

準備会合　令和7月4月28日（個人情報保護政策に関する懇談会準備会合）
令和7年度テーマ：個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組
第1回　令和7年9月19日（事業者等の自主的取組とそれへのインセンティブについて）
第2回　令和8年2月2日　（デジタル化に対応した事業者等のガバナンスのあり方）

（参考）第２回　個人情報保護政策に関する懇談会

概要

- 令和8年２月２日、第２回個人情報保護政策に関する懇談会を開催。
- **「デジタル化に対応した事業者等のガバナンスのあり方」**を議題に、株式会社野村総合研究所ＩＣＴ・コンテンツ産業コンサルティング部グループマネージャーの**小林慎太郎会員から「プライバシーガバナンスの現状と課題」**について、ＮＴＴ社会情報研究所主席研究員の**高橋克巳会員から「プライバシーガバナンスとＰＥＴｓ」**についてプレゼンテーションをいただき、その後、意見交換を行いました。

■懇談会会員名簿

阿南 久	一般社団法人消費者市民社会をつくる会代表理事
石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
石川 智也	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士
今村 久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
岡田 淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
神谷 俊一	千葉市長
河村 真紀子	主婦連合会会長
越塚 登	東京大学大学院情報学環教授
小林 慎太郎	株式会社野村総合研究所　ICT・コンテンツ産業コンサルティング部グループマネージャー
下井 康史	千葉大学大学院社会科学研究院教授
関 聡司	一般社団法人新経済連盟事務局長
曽我部 真裕	京都大学大学院法学研究科教授
高橋 克巳	ＮＴＴ社会情報研究所主席研究員
丹野 美絵子	元個人情報保護委員会委員長（公益社団法人全国消費生活相談員協会参与）
冨浦 英一	大妻女子大学データサイエンス学部長（独立行政法人経済産業研究所所長）
別所 直哉	一般社団法人日本ＩＴ団体連盟常務理事
村岡 嗣政	山口県知事
村上 明子	一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会企画部会長
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教

小林会員資料

高橋会員資料

（参考）認定個人情報保護団体一覧（４０団体）

※令和８年４月現在

対象事業等分野	名称
警備業	一般社団法人　全国警備業協会
指定自動車教習所業	一般社団法人　全日本指定自動車教習所協会連合会
証券業	日本証券業協会
保険業	一般社団法人 生命保険協会
保険業	一般社団法人 日本損害保険協会
保険業	一般社団法人 外国損害保険協会
銀行業	全国銀行個人情報保護協議会
信託業	一般社団法人 信託協会
貸金業	日本貸金業協会
金融先物取引業	一般社団法人 金融先物取引業協会
放送	一般財団法人 放送ｾｷｭﾘﾃｨｾﾝﾀｰ
電気通信事業	一般財団法人 日本ﾃﾞｰﾀ通信協会
モバイルコンテンツ関連事業	一般社団法人　モバイル・コンテンツ・フォーラム
全般	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会
製薬業	日本製薬団体連合会
医療	公益社団法人 全日本病院協会
医療・介護	特定非営利活動法人 医療ﾈｯﾄﾜｰｸ支援ｾﾝﾀｰ
全般	一般社団法人　国際情報セキュリティマネジメント研究所
全般	一般社団法人 日本個人情報管理協会
クレジット事業	一般社団法人 日本ｸﾚｼﾞｯﾄ協会
印刷・グラフィックサービス工業	公益社団法人 東京ｸﾞﾗﾌｨｯｸｻｰﾋﾞｽ工業会

対象事業等分野	名称
小売業	一般社団法人 日本専門店協会
全般	一般社団法人 JAPHICマーク認証機構
結婚情報サービス業	一般社団法人 結婚相談業ｻﾎﾟｰﾄ協会
結婚情報サービス業	一般社団法人 結婚相手紹介ｻｰﾋﾞｽ協会
結婚情報サービス業	株式会社ＩＢＪ
新聞販売業	大阪毎日新聞販売店事業協同組合
葬祭業	ＪＥＣＩＡ 個人情報保護協会
葬祭業	全国こころの会葬祭事業協同組合
医療	一般社団法人　医療データベース協会
全般	一般社団法人 中小企業個人情報セキュリティー推進協会
自動車登録番号標交付代行業	一般社団法人 全国自動車標板協議会
通信販売業	公益社団法人 日本通信販売協会
全般	一般社団法人　日本情報システム・ユーザー協会
セキュリティシステム業	工業会　日本万引防止システム協会
防犯システムを用いた警備業務等	特定非営利活動法人　全国万引犯罪防止機構
個人遺伝情報を用いた事業	一般社団法人　遺伝情報取扱協会
防犯設備等の製造等・関連サービスの提供事業	公益社団法人　日本防犯設備協会
位置情報データを用いた事業	一般社団法人　LBMA　Japan
一般社団法人　資産運用業協会	投資運用業及び投資助言・代理業

※　対象事業者の主な事業分野を記載しています。青網掛けの特定分野型の場合には、限定した業務の範囲を記載しています。
認定個人情報保護団体の詳細については、個人情報保護委員会HPをご覧くださいhttps://www.ppc.go.jp/personalinfo/nintei/list/

Society 5.0を支える適正なデータの利活用

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）

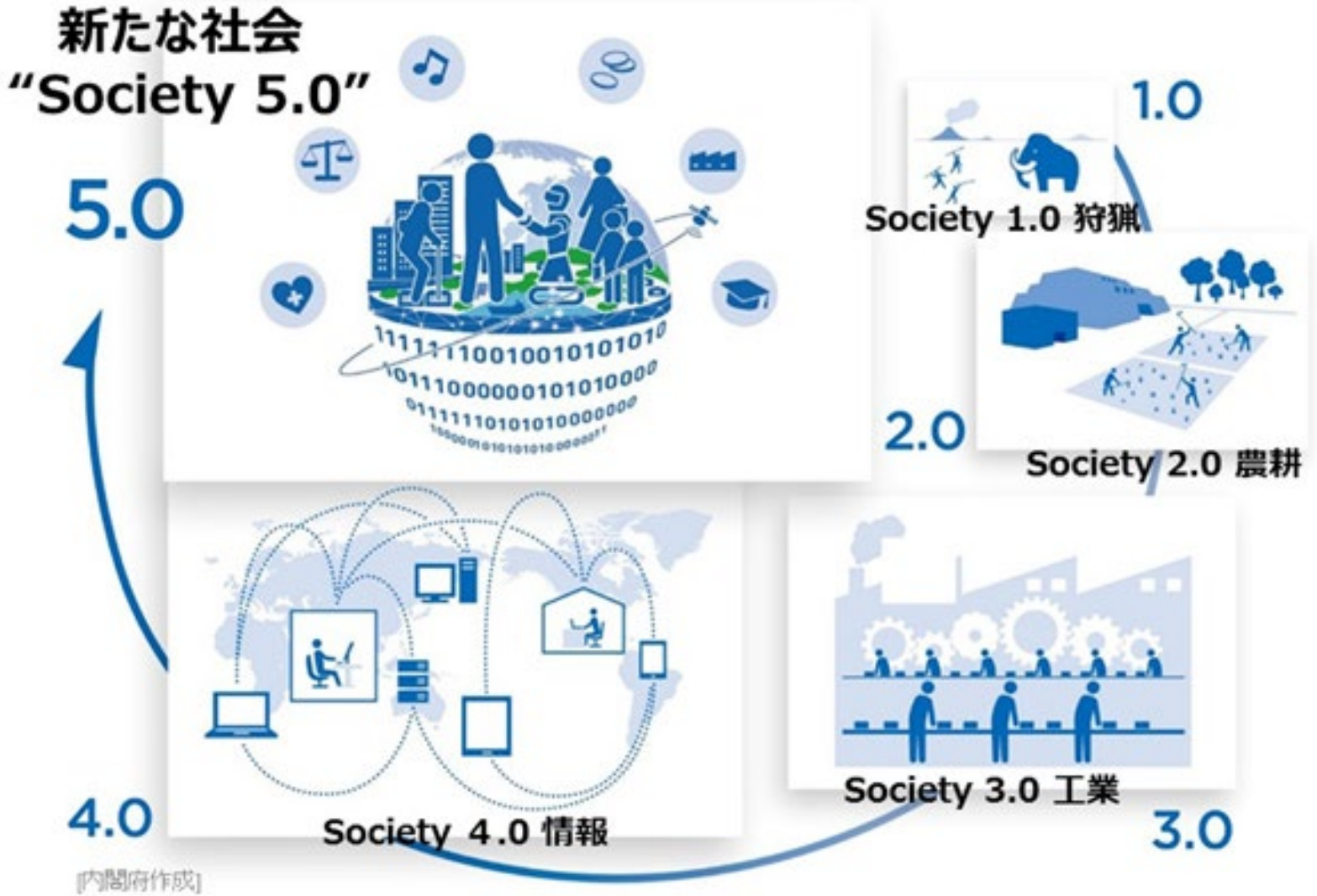

出典：http://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html

Thank you !

Kuniko Ogawa

ogawa-k7dq@ppc.go.jp